

山梨県公報

号外第十一号

平成三十年

三月二十九日

木曜日

目次

条 例

- 山梨県防災基本条例……………四
- 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………九
- 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………一〇
- 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例……………一〇
- 山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………一二
- 山梨県消防法関係手数料条例等の一部を改正する条例……………一三
- 山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例……………一三
- 山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例……………一四
- 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例……………一六
- 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例……………二九
- 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例……………三五
- 山梨県旅館業法施行条例及び山梨県空き缶等の散乱防止に関する条例の一部を改正する条例……………三六
- 山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例……………三七
- 山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例……………三八
- 山梨県種畜貸付け等に関する条例の一部を改正する条例……………三八
- 山梨県都市公園条例の一部を改正する条例……………三九
- 山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………四二
- 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例……………四二
- 山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例を廃止する条例……………四三
- 主要農作物種子法施行条例を廃止する条例……………四三
- 山梨県介護医療院に関する基準を定める条例……………四三
- 山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………五七

○山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例……………五八

条例のあらまし

○山梨県防災基本条例(条例第八号)(防災危機管理課)

- 1 県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関し、基本理念を定め、県民、事業者、学校等の設置者又は管理者及び自主防災組織等の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する基本的な事項その他必要な事項を定めることにより、災害対策基本法その他の法令と相まって、防災のための対策を総合的かつ一体的に推進し、もって災害に強い地域社会の実現を図ることを目的とするものとした。
 - 2 自助、共助及び公助の協働により推進される防災対策等に関する基本理念を定めることとした。
 - 3 県民、事業者、学校等の設置者又は管理者及び自主防災組織等の役割並びに県の責務を定めることとした。
 - 4 防災対策の主体が行う災害予防、災害応急対策等に関する基本的な事項について定めることとした。
 - 5 自助、共助及び公助のそれぞれが効果的に行われるために必要な防災対策に関する指針を定めることとした。
 - 6 地区防災計画の策定の普及促進について規定することとした。
 - 7 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。
- 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第九号)(市町村課)
- 1 知事の権限に属する事務のうち次の法令に係る事務の一部について、新たに市町村が処理する事務とすることとした。
 - (一) 土地改良法
 - (二) 建築基準法
 - 2 知事の権限に属する事務のうち市町村に移譲した次の法令に係る事務の一部について、処理する市町村を拡大することとした。
 - (一) 児童福祉法
 - (二) 国有財産法及び国有財産法施行令
 - (三) 浄化槽法
 - (四) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

(五) 山梨県公有財産事務取扱規則

3 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

○ 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第十号）（農政総務課）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による農業災害補償法の一部改正に鑑み、報酬及び費用弁償の支給対象である附属機関の委員その他の構成員から、山梨県農業共済保険審査会の委員を削除することとした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例（条例第十一号）（人事課）

1 最近の社会情勢の変化に鑑み、育児又は介護がしやすい環境を整備するため、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正

小学校に就学している子を養育するため、一日につき二時間の範囲内で勤務しないことができる「子育て時間」の制度を創設する。

(二) 山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(1) 原則一歳までである非常勤職員の育児休業を六月延長しても保育所に入れない場合等に関し、更に六月（二歳まで）の再延長を可能とする。

(2) 子どもが保育所に入れない場合について、育児休業の再取得の取得、育児休業の再取得の延長及び育児短時間勤務の一年以内の再取得を可能とする。

(三) 山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正

介護対象者が死亡し、又は介護施設に入所する等して介護事由が消滅した場合で、職員から高齢者部分休業の承認の取消しの申出があったときには、例外的に部分休業を取り消すことを可能とする。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県手数料条例の一部を改正する条例（条例第十二号）（財政課）

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 二級建築士又は木造建築士の試験手数料等の額を改定する。

(二) 県指定登録機関が行う二級建築士又は木造建築士の登録に係る手数料を定める。

(三) 汚染土壌処理業者の地位の承継に係る手数料を定める。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県消防法関係手数料条例等の一部を改正する条例（条例第十三号）（消防保安課）

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県消防法関係手数料条例の一部改正

危険物取扱者免状交付手数料等の額を改定する。

(二) 山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部改正

高圧ガス容器検査又は容器再検査手数料（繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に係る容器検査又は再検査）等の額を改定する。

(三) 山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正

液化石油ガス充てん設備変更許可申請手数料の額を改定する。

2 この条例は、1(一)については平成三十年五月一日から、1(二)及び(三)については同年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（環境整備課）

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る基準適合認定申請手数料を定める。

(二) 二以上の事業者による産業廃棄物の処理についての認定に係る事項の変更認定申請手数料を定める。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（警察本部運転免許課）

1 道路交通法施行令の一部改正等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 政令で定める手数料の標準額に合わせ、運転免許試験手数料等を改定する。

(二) 政令で定めのない手数料の一部については、政令で定める額等に準じて改定する。

○ 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（条例第十六号）（障害福祉課）

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部改正

指定就労定着支援、指定自立生活援助、指定日中サービス支援型共同生活援助及び共生型サービスを新設する等の改正を行う。

(二) 山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例の一部改正
福祉型障害児入所施設のみなし規定を削除する等の改正を行う。

(三) 山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例の一部改正
生活介護事業者は、一般就労に移行した障害者に対し支援することとする等の改正を行う。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例** (条例第十七号) (障害福祉課)

1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部改正
指定居宅訪問型児童発達支援、指定共生型児童発達支援及び共生型放課後等デイ

サービスを新設する等の改正を行う。

(二) 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部改正
福祉型障害児入所施設等の職員について、看護師に加え保健師、助産師等を配置

できるよう緩和する等の改正を行う。

(三) 山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例の一部改正
指定障害者支援施設のみなし規定を削除する等の改正を行う。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

○ **青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例** (条例第十八号) (教育庁社会教育課)

1 都市計画法等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 自動販売機等への収納及び自動販売機等の設置の制限区域に田園住居地域を追加する。

(二) 青少年に対する法令違反行為等に係る届出義務を負う者として住宅宿泊事業者等を明示する。

2 この条例は、1(一)については平成三十年四月一日から、1(二)については同年六月十五日から施行することとした。

○ **山梨県旅館業法施行条例及び山梨県空き缶等の散乱防止に関する条例の一部を改正する条例** (条例第十九号) (衛生業務課)

1 旅館業法等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県旅館業法施行条例の一部改正

(1) ホテル営業及び旅館営業の営業種別を旅館・ホテル営業とする。

(2) 旅館業の施設の構造設備の基準等について定性的な表現に変更等する。

(二) 山梨県空き缶等の散乱防止に関する条例の一部改正
ホテル営業及び旅館営業の営業種別を旅館・ホテル営業とする。

2 この条例は、平成三十年六月十五日から施行することとした。

○ **山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例** (条例第二十号) (企業立地・支援課)

1 新たに導入した機器に係る使用料及び手数料の額を定めるとともに、廃棄する機器に係る使用料及び手数料の項目を削ることとした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例** (条例第二十一号) (花き農水産課)

1 県立フラワーセンターにおける受益者負担の適正化を図るため、利用料金限度額を改定することとした。

2 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県種畜貸付等に関する条例の一部を改正する条例** (条例第二十二号) (畜産課)

1 農業災害補償法の一部改正に鑑み、家畜共済に係る規定について、借受者は、借受け後速やかに死亡廃用共済及び疾病傷害共済の両方に付すよう改めることとした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県都市公園条例の一部を改正する条例** (条例第二十三号) (都市計画課)

1 富士北麓公園にフリーウエイトレーニング室等を設置すること等に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 富士北麓公園のフリーウエイトレーニング室に係る利用料金限度額を定める。

(二) 富士北麓公園の陸上競技場の屋外照明に係る利用料金限度額を定める。

(三) 富士北麓公園の屋内練習走路の設置に係る利用料金限度額を定める。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。ただし、1(三)については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

○ **山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例** (条例第二十四号) (建築住宅課)

1 建築基準法の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
(一) 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域に田園住居地域を追加する。
(二) 田園住居地域内における建築物等の用途に関する制限の適用除外の許可に係る手数料を定める。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）（警察本部生活安全企画課）

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正

風俗営業構造設備変更承認申請手数料等の額を改定する。

(二) 山梨県警察関係手数料条例の一部改正

火薬類運搬証明書交付手数料等の額を改定する。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例を廃止する条例（条例第二十六号）（健康長寿推進課）

1 介護保険法の一部改正に伴い、山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例を廃止することとした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

○ 主要農作物種子法施行条例を廃止する条例（条例第二十七号）（花き農水産課）

1 主要農作物種子法の廃止に伴い、主要農作物種子法施行条例を廃止することとした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県介護医療院に関する基準等を定める条例（条例第二十八号）（健康長寿推進課）

1 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行による介護保険法等の一部改正に鑑み、介護医療院に関する基準を定めることとした。

2 非常災害対策に関する具体的計画は、施設の立地状況等を勘案し、災害の種類に応じたものを作成し、及び飲料水の備蓄等に努めることとした。

3 2に掲げるもののほか、介護医療院の施設、人員、設備及び運営に関する基準は、厚生労働省令で定める従うべき基準及び参酌すべき基準のとおり定めることとした。

4 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）（健康長寿推進課）

1 介護保険法の一部改正等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 介護医療院の開設計可申請に係る手数料を定める。

(二) 介護医療院の変更許可申請に係る手数料を定める。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（条例第三十号）（健康長寿推進課）

1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、

次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例及び山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準を定める条例の一部改正

障害福祉制度における指定を受けている事業所であれば、介護保険事業所の指定を受けられるものとして、共生型サービスの基準を設ける等の改正を行う。

(二) 山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例、山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例、山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例、山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準を定める条例、山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例及び山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例の一部改正

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県防災基本条例をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第八号

山梨県防災基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 災害予防

第一節 地域防災力の向上（第十条―第十三条）

第二節 災害に強い地域づくりの推進（第十四条―第二十二条）

第三章 災害応急対策（第二十三条―第二十八条）

第四章 災害復旧（第二十九条）

第五章 防災対策の推進に関するその他の施策（第三十条―第三十二条）

附則

私たちの暮らす山梨県は、世界文化遺産富士山をはじめ、南アルプスや八ヶ岳など日本を代表する山々に囲まれ、美しく豊かな自然にあふれている。

こうした自然は、私たちに多くの恵みをもたらす一方で、地震、豪雨、豪雪、洪水、火山噴火等による様々な災害も引き起こしてきた。

しかし、私たちは、地震では大正十二年の関東大震災、豪雨、洪水では昭和五十八年の台風五号、六号、火山噴火では宝永四年の富士山噴火以来、大規模な災害を経験しておらず、平成二十六年の豪雪において改めて災害の脅威を認識させられた。

現在、本県においては、その発生の切迫性が指摘されている南海トラフ地震をはじめ、活断層地震などの大規模地震や、富士山噴火などの大規模災害の発生が懸念されている。もとより、地震、豪雨、豪雪、洪水、火山噴火等による災害の発生を完全に防ぐことは不可能である。しかし、県民や地域の災害に対する日頃の備えによって被害を減らすことは可能である。

災害時の被害の軽減や抑止を図るためには、県、市町村等が行う「公助」に加え、県民が自らの安全を自ら守る「自助」及び地域住民等が相互に協力しつつ災害から自らの地域を守る「共助」の取組が求められており、自助、共助及び公助が一体となり、過去の災害による教訓を次代に継承しつつ、防災意識を共有し、相互に連携して、継続的に防災対策に取り組んでいくことが最も重要である。

ここに、私たちは、一丸となって防災対策に取り組むことにより、地域防災力の向上を図り、安全に安心して暮らせる災害に強い山梨県を実現することを決意し、山梨県防災基本条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関し、基本理念を定め、県民、事業者、学校等の設置者又は管理者及び自主防災組織等（第三条第一項及び第二十六条第一項において「県民等」という。）の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する基本的な事項その他必要な事項を定めることにより、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）その他の法令と相まって、防災のための対策（以下「防災対策」という。）を総合的かつ一体的に推進し、もって災害に強い地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 法第二条第一号に規定する災害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- 三 防災関係機関 法第二条第四号に規定する指定地方行政機関、同条第五号に規定する指定公共機関及び同条第六号に規定する指定地方公共機関並びに法第七条第一

項に規定する公共的団体及び防災上重要な施設の管理者並びに県の区域内の消防機関（消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条各号に掲げる機関をいう。）及び水防団（水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第五条第一項に規定する水防団をいう。）をいう。

四 自主防災組織等 自主防災組織（法第二条の二第二号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域において防災を主たる目的として自主的な防災活動を行う団体をいう。

五 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

六 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

(基本理念)

第三条 防災対策は、自助（県民が自らの安全を自らで守るために自発的に行う防災活動をいう）、共助（県民等が地域において相互に助け合い、地域の安全を確保するために行う防災活動をいう。）及び公助（県、市町村及び防災関係機関が実施する施策その他の対策をいう。）のそれぞれが効果的に行われ、防災対策の主体（防災対策の担い手となる県民等並びに県、市町村及び防災関係機関をいう。第八条及び第二十八条において同じ。）の適切な役割分担に基づく協働により推進されなければならない。

2 防災対策は、災害時において、人の生命及び身体を守ることを最も優先させるとともに、被害の最小化を図ることを基本として行われなければならない。

3 防災対策は、被災者等の基本的な人権を尊重するとともに、要配慮者の置かれている状況に配慮し、かつ、被災者等の年齢、性別その他の被災者等の事情を踏まえて行われなければならない。

(県民の役割)

第四条 県民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、自主防災組織等の防災活動に積極的に参画し、又は協力するよう努めるものとする。

3 県民は、県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

4 県民は、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、自主防災組織等が実施する地域における防災対策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、災害時において、その所有し、又は管理する施設の利用者及び従業者の安全の確保に努めるものとする。

5 事業者は、災害時において事業を継続し、又は中断した事業を早期に再開するための計画の作成その他の事業の継続等のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校等の設置者等の役割)

第六条 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、児童福祉施設等を設置し、又は管理する者(学校の校長、幼稚園の園長、児童福祉施設の長等を含む。以下「学校等の設置者等」という。)は、基本理念にのっとり、日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 学校等の設置者等は、自主防災組織等が実施する地域における防災対策に協力するよう努めるものとする。

3 学校等の設置者等は、県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

4 学校等の設置者等は、災害時において、当該学校等における乳幼児、児童又は生徒(以下「児童等」という。)の安全の確保に努めるものとする。

(自主防災組織等の役割)

第七条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、地域住民及び消防団等(消防団及び水防団をいう。)と協力して、地域における防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織等は、県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第八条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、他の防災対策の主体と協働して、防災対策を総合的に推進する責務を有する。

(市町村との連携)

第九条 県は、法第五条第一項に規定する責務を有する市町村が防災対策において果たす役割の重要性に鑑み、防災対策の実施に当たっては、市町村との緊密な連携を図るとともに、市町村の防災対策に関し必要な支援に努めるものとする。

第二章 災害予防

第一節 地域防災力の向上

(防災教育、防災訓練等の実施等)

第十条 県民は、防災に関する訓練及び講習(以下この条において「防災訓練等」という。)を、県、市町村又は防災関係機関が提供する情報等により、防災に関する知識及び技能を習得し、並びに意識を高めるよう努めるものとする。

2 事業者は、従業者に対する防災教育及び防災訓練等を実施するよう努めるものとする。

3 学校等の設置者等は、児童等に対する防災教育及び防災訓練等を実施するよう努めるものとする。

4 自主防災組織等は、地域住民に対する防災教育及び防災訓練等を実施するよう努めるものとする。

5 県は、市町村及び防災関係機関と連携して、防災教育、防災訓練等その他県民が防災に関する知識及び技能を習得し、又は意識を高めるための機会を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(自主防災組織等に関する支援等)

第十一条 県は、市町村及び防災関係機関と連携して、自主防災組織等の結成、自主防災組織等の防災活動の担い手となる人材の育成及び自主防災組織等が行う防災活動に対する支援その他の県民及び自主防災組織等との協働による防災対策を円滑に実施するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(消防団への加入促進等に関する支援)

第十二条 県は、地域防災力の充実強化を図る上で消防団の果たす役割が極めて重要であることに鑑み、市町村が行う地域住民の消防団への加入を促進するための意識の啓発その他の施策に関し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、市町村と連携して、消防団員の教育訓練その他の消防団の活動の強化を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(ボランティアの活動の支援)

第十三条 県は、市町村、防災関係機関、ボランティアの活動に係る連絡調整を行う団体、ボランティアに関する団体等と連携して、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの受入れに係る体制の整備その他のボランティアの活動を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二節 災害に強い地域づくりの推進

(業務の継続に係る体制の整備)

第十四条 県は、災害時において、災害応急対策及び災害復旧(以下「災害応急対策等」

という。)に係る事業その他の必要な業務を継続することができるよう、災害応急対策等に関する実施体制を整備するものとする。

2 県は、災害時において、市町村が災害応急対策等に係る事業その他の必要な業務を継続することができるよう、市町村に対し、必要に応じ災害応急対策等に関する実施体制の整備に係る支援を行うものとする。

(医療救護体制の整備)

第十五条 県は、市町村、防災関係機関、医療を提供する施設の管理者等、医療に関する団体その他の関係者と連携して、災害が発生した場合に必要な医療及び救護の体制を整備するよう努めるものとする。

(要配慮者に係る事前の措置)

第十六条 県は、市町村が行う要配慮者への情報の提供及び避難行動要支援者の円滑な避難の実施のための体制の整備に係る支援に努めるものとする。

(建築物の倒壊の防止等)

第十七条 県民、事業者及び学校等の設置者等は、その所有し、又は管理する建築物、工作物並びに家具及び家財等(以下この条において「建築物等」という。)について、あらかじめ災害による倒壊、落下、転倒、火災等(以下この条において「倒壊等」という。)を防ぐ措置を講ずるとともに、災害時には、建築物等の倒壊等による被害の拡大を防止するよう努めるものとする。

2 県は、市町村及び自主防災組織等と連携して、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進その他の災害時における建築物等の倒壊等を防止するために必要な措置に関する普及啓発に努めるものとする。

(公共施設等の維持管理等)

第十八条 県は、その設置又は管理に係る道路、河川管理施設、公園その他の公共施設及び庁舎その他の公用施設について、災害が発生した場合における被害の最小化に資することを旨として適切に維持管理を行うとともに、その計画的な整備を図るよう努めるものとする。

(物資の備蓄等)

第十九条 県民は、自らが災害時に必要とする食品、飲料水、医薬品その他の生活必需品(以下この条及び次条において「生活必需品」という。)を備蓄し、災害等に関する情報を収集できる機器を準備し、及びこれらを定期的に点検するよう努めるものとする。

2 事業者は、その所有し、又は管理する施設の利用者及び従業者が災害時に必要とする生活必需品を備蓄し、災害等に関する情報を収集できる機器を準備し、及びこれらを定期的に点検するよう努めるものとする。

3 学校等の設置者等は、児童等が災害時に必要とする生活必需品を備蓄し、災害等に関する情報を収集できる機器を準備し、及びこれらを定期的に点検するよう努めるものとする。

4 自主防災組織等は、地域の住民が災害時に必要とする生活必需品を備蓄し、消火、救助等に必要となる資機材を整備し、及びこれらを定期的に点検するよう努めるものとする。

5 県は、災害応急対策等に必要な物資の備蓄及び資機材の整備に関し必要な措置を講ずるとともに、災害時において当該災害が発生した市町村を支援するため、これらの円滑な供給の確保に努めるものとする。

(協定の締結)

第二十条 県は、災害に関する情報の県民への提供、災害時に必要とする生活必需品又は資機材の供給、災害時における医療の提供、緊急輸送の確保その他の災害応急対策等に関し必要な事項について、事業者と協定を締結するよう努めるものとする。

(防災に関する情報の提供等)

第二十一条 県は、市町村、防災関係機関、他の都道府県及び国と連携して、防災に関する情報を収集し、及び整理するとともに、当該情報を県民に適切に提供するものとする。

2 県は、市町村及び防災関係機関と連携して、過去における災害に関する記録の収集、整理、保存、当該記録に係る情報の提供その他の災害の教訓を伝承するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(広域的な連携の強化)

第二十二条 県は、市町村及び防災関係機関と連携して、災害時において被災者の救出、救護その他の災害応急対策等が迅速かつ円滑に行われるよう、協定の締結、連絡体制の整備その他国、他の都道府県等との広域的な連携を強化するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 災害応急対策

(情報の収集等)

第二十三条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市町村、防災関係機関、他の都道府県及び国と連携して、当該災害に関する情報を収集し、整理し、及び県民に速やかに提供するものとする。

(災害応急体制の確立)

第二十四条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市町村、防災関係機関、自主防災組織等、ボランティアその他の関係者と連携して、被災者の救助その他の災害応急対策を的確に実施するために必要な体制を速やかに確立するものとする。

る。
(円滑な避難等)

第二十五条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、自ら当該災害に関する情報を収集し、安全な場所への自主的な避難その他の当該災害による危険を回避する行動をとるよう努めるものとする。

2 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、法第五十六条第一項後段の規定による通知若しくは警告又は法第六十条第一項の規定による立退きの勧告若しくは指示があったときは、これに応じて速やかに避難等の行動をとるものとする。

3 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その所有し、又は管理する施設の利用者及び従業者に対し、当該災害等に関する情報の提供、避難の誘導その他の必要な措置をとるよう努めるものとする。

4 学校等の設置者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、児童等に対する避難の誘導その他の必要な措置をとるよう努めるものとする。

5 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、地域住民に対し、当該災害等に関する情報の伝達、避難の誘導その他の必要な措置をとるよう努めるものとする。

(地域における共助)

第二十六条 県民等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であつて、避難が必要なときは、避難行動要支援者その他の要配慮者が円滑に避難することができるよう配慮するとともに、近隣の住民への呼びかけを行う等互いに助け合うよう努めるものとする。

2 自主防災組織等は、災害が発生したときは、負傷者等の救出及び救護、初期消火活動(消火、延焼の防止その他の消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動をいう。次項において同じ。)その他の地域における被害の最小化を図るための活動を行うよう努めるものとする。

3 県民は、災害が発生したときは、自らの生命及び身体の安全の確保に支障を生じない限度において、自主防災組織等に協力しつつ、可能な範囲で負傷者等の救出及び救護、初期消火活動その他の地域における被害の最小化を図るための活動を行うよう努めるものとする。

(指定避難所の運営等)

第二十七条 県民は、指定避難所(法第四十九条の七第一項に規定する指定避難所をいう。以下この条において同じ。)に滞在するに当たっては、他の滞在者と協力しつつ、主体的に当該指定避難所の運営に携わるよう努めるとともに、要配慮者への配慮その

他の指定避難所における共同生活が円滑に営まれるために必要な行動をとるよう努めるものとする。

2 事業者は、地域住民、自主防災組織等その他の地域において防災対策を実施する者と連携して、指定避難所の円滑な運営の確保に協力するよう努めるものとする。

3 学校等の設置者等は、当該学校等の施設が指定避難所として使用されるときは、地域住民、自主防災組織等その他の地域において防災対策を実施する者と連携して、指定避難所の円滑な運営の確保に協力するよう努めるものとする。

4 自主防災組織等は、指定避難所の運営に当たっては、市町村及び指定避難所として使用される施設の管理者と連携して、要配慮者への配慮その他の当該指定避難所における避難生活が円滑に営まれるために必要な取組を行うよう努めるものとする。

5 県は、市町村及び防災関係機関と連携して、市町村が行う指定避難所の円滑な運営の確保のための施策に関し必要な支援に努めるものとする。

(ボランティアによる支援活動)

第二十八条 ボランティアは、災害時において、県、市町村その他の防災対策の主体との連携を図り、被災地の状況に応じた支援活動を効果的に行うよう努めるものとする。

第四章 災害復旧

第二十九条 県は、災害復旧に関し、災害からの復興を視野に入れ、市町村、防災関係機関及び国と連携して、速やかに施設の復旧、被災者の援護、被災者の生活再建の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県民は、災害からの迅速な復旧を図るため、互いに助け合い、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

3 事業者は、災害が発生したときは、事業の継続又は中断した事業の早期の再開により雇用の場の確保に努めるとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

4 学校等の設置者等は、災害が発生した場合において、その学校等の機能の全部又は一部が失われたときは、県、市町村その他の関係者と連携して、早期にその回復を図り、学校等における教育活動を再開するよう努めるものとする。

5 自主防災組織等は、災害が発生したときは、地域における災害復旧に係る県、市町村及び防災関係機関の行う対策の実施並びに地域社会の再生に協力するよう努めるものとする。

第五章 防災対策の推進に関するその他の施策

(自助、共助等に関する指針)

第三十条 知事は、第三条第一項に規定する自助、共助及び公助のそれぞれが効果的に行われるために必要な防災対策に関する指針を定めるものとする。

2 知事は、前項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(地区防災計画の策定の普及促進等)

第三十一条 県は、地域における共助を促進する上で、法第四十二条第三項に規定する地区防災計画（以下この条において「計画」という。）が定められ、及び計画が適切に実施されることが極めて有効であることに鑑み、市町村と連携して、地域における計画の策定の重要性についての県民の理解と関心を深めるための普及啓発に努めるとともに、県民が行う計画の素案の作成及び提案並びに定められた計画に基づく防災活動の実施に關し必要な支援に努めるものとする。

(山梨県防災月間)

第三十二条 県民の間に広く防災についての関心を高め、及びその理解を深めるとともに、防災に対する県民の意識の高揚を図るため、防災月間を設ける。

2 防災月間は、十一月とする。

3 県は、防災月間において、その趣旨にふさわしい事業を行うよう努めるとともに、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励するものとする。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第九号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「身延町」を「身延町 南部町」に改める。

第二条の表二の三の項中「都留市」を「都留市 山梨市」に改める。

第二条の表六の項ハ中「第八十七条の第二十項」の下に、「第八十七条の三第七項」を加え、「及び第十三項」を、「第十三項及び第十八項」に改め、同項中リをヌとし、ヘからチまでを下からリまでとし、同項ホ中「及び第十四項」を、「第十四項及び第十八項」に改め、同項中ホをヘとし、同項ニ中「第八十七条の二第八項」の下に「（法第八十七条の三第七項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同項中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第八十七条の四第四項及び第八十八条第十九項において準用する法第八十七

条第五項の規定による緊急耐震工事計画書の写しの縦覧

第二条の表七の項ソ中「第二条第四号」を「第二条」に改める。

第二条の表九の項ト中「及び第十三項ただし書」を、「第十三項ただし書及び第十四項ただし書」に改める。

第二条の表十の三の項ロを削り、同項ハ中「第四条第五項」を「第四条第八項」に改め、同項中ハをロとし、二の前に次のように加える。

ハ 法第四条第九項の規定による意見の聴取（法第五条第五項において準用する場合を含む。）

第二条の表十の三の項ヘ及びト中「ハ」を「ロ」に改め、同項チ中「徴取」を「徴収」に、「ハ」を「ロ」に改め、同項リからルまでの規定中「ハ」を「ロ」に改める。

第二条の表二十一の五の項中「道志村」を「道志村 西桂町」に改める。

第二条の表二十二の二の項中「この項、二十二の四の項及び二十二の五の項」及び「この項及び二十二の五の項」を「この項」に改め、同項イ中「二十二の四の項において「スズメ等」という。）」を削り、同項ロ中(9)を(1)とし、(6)から(8)までを(8)から(10)までとし、

(5)の次に次のように加える。
(6) 法第十条第一項の規定による措置の命令（法第九条第五項の規定により付された条件に違反した者に対するものに限る。）

(7) 法第十条第二項の規定による許可の取消し

第二条の表二十二の二の項ニ中「イ」を「イに係るものであって法第九条第五項の規定により付された条件に違反した者に対するもの並びにハ及びリ」に改め、同項中ニをカとし、同項ハ中「イ」を「イ及びリ」に改め、同項中ハをワとし、ロの次に次のように加える。

ハ 法第十九条第一項の規定による登録

ニ 法第十九条第三項の規定による登録票の交付

ホ 法第十九条第五項の規定による登録票の有効期間の更新

ト 法第十九条第六項の規定による登録票の再交付
法第二十条第三項の規定による登録鳥獣の譲受け及び引受けをした者の届出の受理

チ 法第二十一条第一項の規定による登録票の返納の受理

リ 法第二十四条第一項の規定による販売の許可

ヌ 法第二十四条第五項の規定による販売許可証の交付
ル 法第二十四条第六項の規定による販売許可証の再交付
ヲ 法第二十四条第八項の規定による販売許可証の返納の受理

第二条の表二十二の二の項に次のように加える。

- ヨ 省令第二十条第五項の規定による登録票の変更の届出の受理
 - タ 省令第二十条第六項の規定による登録票の亡失の届出の受理
 - レ 省令第二十四条第五項の規定による販売許可証の変更の届出の受理
 - ソ 省令第二十四条第六項の規定による販売許可証に係る亡失の届出の受理
- 第二条の表二十二の四の項及び二十二の五の項を次のように改める。

| | |
|----------|--|
| 二十二の四 削除 | |
| 二十二の五 削除 | |

第二条の表二十二の七の項中「全市町村」を「各市町村」に改める。

第二条の表二十九の項中「都留市 上野原市」を「都留市」に改める。

第二条の表三十四の項中「都留市」を「都留市 山梨市」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)第二条の表一の項、二の三の項、二十一の五の項及び二十二の四の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二条の表一の項、二の三の項、二十一の五の項及び二十二の二の項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ここに公布する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十号

附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)

の一部を次のように改正する。

別表第一中

| | |
|-----------------|--|
| 感染症診査協議会の委員 | |
| 山梨県農業共済保険審査会の委員 | |

を 感染症診査協議会の委員

に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十一号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「特別休暇」の下に「、子育て時間」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。

(子育て時間)

第十四条の二 子育て時間は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が小学校に就学している子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て時間の時間は、一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て時間については、山梨県職員給与条例第四条、山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)第十八条又は山梨県警察職員給与条例第四条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、山梨県職員給与条例第三十条、山梨県学校職員給与条例第十九条又は山梨県警察職員給与条例第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

第十五条第三項中「昭和二十七年山梨県条例第四十号」を削る。

第十六条第二項中「係る給与」の下に「(期末手当、勤勉手当及び退職手当を除く。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該承認された休暇の期間が一日の勤務時間の一部である場合には、その勤務しない一時間につき、山梨県職員給与条例第三十条、山梨県学校職員給与条例第十九条又は山梨県警察職員給与条例第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して支給する。

第十七条の見出し中「特別休暇」の下に「、子育て時間」を加え、同条中「除く。」の下に「、子育て時間」を加える。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「特別休暇」の下に「、子育て時間」を加える。
第十五条の次に次の一条を加える。

(子育て時間)

第十五条の二 子育て時間は、学校職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が小学校に就学している子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て時間の時間は、一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て時間については、山梨県職員給与条例第四条又は山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)第十八条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、山梨県職員給与条例第三十条又は山梨県学校職員給与条例第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

第十六条第三項中「(昭和二十七年山梨県条例第四十号)」を削る。
第十七条第二項中「係る給与」の下に「(期末手当、勤勉手当及び退職手当を除く。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該承認された休暇の期間が一日の勤務時間の一部である場合には、その勤務しない一時間につき、山梨県職員給与条例第三十条又は山梨県学校職員給与条例第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して支給する。

第十八条の見出し中「特別休暇」の下に「、子育て時間」を加え、同条中「除く。」の下に「、子育て時間」を加える。

(山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第三条 山梨県職員の育児休業等に関する条例(平成四年山梨県条例第一号)の一部を

次のように改正する。

第二条第四号イ(2)中「第二条の三第三号」の下に「及び第二条の四」を、「いう。」の下に「(同条の規定に該当する場合にあっては、二歳に達する日)」を加える。

第二条の四を第二条の五とする。

第二条の三第二号中「この条」の下に「及び次条第一号」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項の条例で定める場合)

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときは、

一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において地方等育児休業をしている場合

二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第三条第六号中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等(次条及び第十一条第七号において「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第七号中「こと」の下に「又は第二条の四の規定に該当すること」を加える。

第四条中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第十一条第七号中「別居したこと」の下に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第二十条第二項中「より職員の育児休暇」の下に「子育て時間」を加える。
 (山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第四条 山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例(平成十七年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「この条」の下に「及び第七条第二項」を加える。

第五条第四項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。
 第七条に次の一項を加える。

2 任命権者は、職員が要介護者(県職員勤務時間条例第十五条第一項又は学校職員勤務時間条例第十六条第一項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。)の介護をするために高齢者部分休業をしている場合において、当該要介護者が死亡し、又は介護施設等に入所したことにより当該高齢者部分休業の申請理由が消滅したときであつて、当該職員から当該高齢者部分休業の承認の取消しの申出があつたときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消すものとする。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十二号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十九の項中「基づく二級建築士又は木造建築士の免許」の下に「(同法第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関(以下「指定登録機関」という。)が同項に規定する二級建築士等登録事務(以下「二級建築士等登録事務」という。)を行う場合を除く。)」を加え、同表二十の項中「一万六千九百円」を「一万七千七百円」に改め、同表四十八の項中「三万七千七百円」を「三万三千九百円」に改め、同表四十九の項中「一万七千円」を「一万五千元」に改め、同表六十二の項中「七万五千元」を「六万七千円」に改める。

別表第二の五十九の項を次のように改める。

五十九 削除

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

別表第二の六十五の項中「審査」の下に「指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合を除く。」を加え、同表六十五の三の項中「基づく二級建築士免許証」の下に「指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合にあつては、二級建築士免許証明書」を加え、「の書換え交付」を「指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合にあつては、木造建築士免許証明書」の書換え交付」に、「二級建築士免許証又は木造建築士免許証書換え交付手数料」を「二級建築士免許証等又は木造建築士免許証等書換え交付手数料」に改め、同項を同表六十五の四の項とし、同表六十五の二の項中「規定する二級建築士免許証」の下に「指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合にあつては、二級建築士免許証明書」を加え、「の再交付」を「指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合にあつては、木造建築士免許証明書」の再交付」に、「二級建築士免許証又は木造建築士免許証再交付手数料」を「二級建築士免許証等又は木造建築士免許証等再交付手数料」に改め、同項を同表六十五の三の項とし、同表六十五の項の次に次のように加える。

| | | |
|--|--------------------|---------|
| 六十五の二 建築士法第五条第一項に規定する二級建築士又は木造建築士の登録(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合に限る。) | 二級建築士又は木造建築士の登録手数料 | 一万九千二百円 |
|--|--------------------|---------|

別表第二の百三十六の項中「三万七千七百円」を「三万三千九百円」に改め、同表百三十七の項中「一万七千円」を「一万五千元」に改め、同表中百七十五の六の項を百七十五の九の項とし、百七十五の五の項を百七十五の八の項とし、百七十五の四の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---------------------------------------|------|
| 百七十五の五 土壤汚染対策法第二十七条の二第一項の規定に基づく汚染土壌処理業者の譲渡及び譲受に係る汚染土壌処理業者の地位の承認申請に対する審査 | 汚染土壌処理業者の譲渡及び譲受に係る汚染土壌処理業者の地位の承認申請手数料 | 十二万円 |
| 百七十五の六 土壤汚染対策法第二十七条の三第一項の規定に基づく汚染土壌処理業者の合併又は分割 | 汚染土壌処理業者の合併又は分割に係る汚染土壌処理業者の地位の | 十二万円 |

| | | |
|---|-----------------------------|------|
| に係る汚染土壌処理業者の地位の承継の承認申請に対する審査 | 承継の承認申請手数料 | |
| 百七十五の七 土壌汚染対策法第二十七条の四第一項の規定に基づく相続による汚染土壌処理業者の地位の承継の承認申請に対する審査 | 相続による汚染土壌処理業者の地位の承継の承認申請手数料 | 十二万円 |

別表第三中七の項を九の項とし、三の項から六の項までを二項ずつ繰り下げ、二の項を三の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | |
|--------------------------------|----------------------|--|
| 四 建築士法第二十六条の三第一項に規定する指定事務所登録機関 | 別表第二の六十六の項の建築士事務所の登録 | |
|--------------------------------|----------------------|--|

別表第三の一の項の次に次のように加える。

| | | |
|--------------------------------|---|--|
| 二 建築士法第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関 | 別表第二の六十五の二の項の二級建築士又は木造建築士の登録、同表六十五の三の項の二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の再交付及び同表六十五の四の項の二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の書換え交付 | |
|--------------------------------|---|--|

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県消防法関係手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第十三号

山梨県消防法関係手数料条例等の一部を改正する条例

(山梨県消防法関係手数料条例の一部改正)

第一条 山梨県消防法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第五号)の一部を次のよ

うに改正する。

別表六の項中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同表八の項中「千八百円」を「千九百円」に改め、同表九の項イ中「五千円」を「六千五百円」に改め、同項ロ中「三千四百円」を「四千五百円」に改め、同項ハ中「二千七百円」を「三千六百円」に改め、同表十二の項中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同表十四の項中「千八百円」を「千九百円」に改め、同表十五の項イ中「五千円」を「五千七百円」に改め、同項ロ中「三千四百円」を「三千八百円」に改める。

(山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部改正)

第二条 山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表十六の項ロ(4)中「百八十円」を「百六十円」に改め、同項ハ(1)中「二百二十円」を「二百十円」に、「四円」を「三元」に改め、同項ハ(2)中「二百二十円」を「二百十円」に改め、同項ニ(7)中「九十円」を「八十円」に改める。

(山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第三条 山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表十三の項中「一万九千円」を「一万七千円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年五月一日から施行する。

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第十四号

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

別表中二十五の項を二十七の項とし、七の項から二十四の項までを二項ずつ繰り下げ、六の項の次に次の二項を加える。

| | | |
|--|--|--------|
| 七 法第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る基準に適合していることの認定の申請に対する審査 | 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る基準適合認定申請手数料 | 十四万七千円 |
| 八 法第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理についての認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査 | 二以上の事業者による産業廃棄物の処理についての認定に係る事項の変更認定申請手数料 | 十三万四千円 |

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十五号

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県警察関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第六の十一の項中「千六百元」を「千五百五十円」に、「四千四百円」を「四千

千円」に、「七千五百円」を「六千六百元」に、

| | |
|--------|--------|
| 千七百五十円 | 千七百五十円 |
| 千八百五十円 | 千八百五十円 |

を

| | |
|---|---|
| 千 | 千 |
|---|---|

に、「二千二百円」を「二千五百五十円」に、「三千百円」を「三千

| | |
|-------|-------|
| 七百五十円 | 七百五十円 |
| 九百円 | 九百円 |

三百五十円」に、「二千九百五十円」を「二千六百元」に、「四千五百円」を「四千五

| | |
|--------|--------|
| 千八百五十円 | 千八百五十円 |
| 千五百円 | 千五百円 |
| 千七百五十円 | 千七百五十円 |

を

| | |
|------|------|
| 千九百円 | 千九百円 |
| 千五百円 | 千五百円 |
| 千七百円 | 千七百円 |

に、「四千五百五十円」

を「四千八百円」に、「二千八百五十円」を「二千九百円」に、「四千四百円」を「四千三百五十円」に改め、同表十二の項中「四千五十円」を「三千九百円」に、「六千七百円」を「六千四百円」に、「三千八百五十円」を「三千七百五十円」に、「四千七百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同表十三の項中「二千円」を「千九百円」に、「四千六百五十円」を「四千四百円」に、「千九百五十円」を「千七百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千五百五十円」に、「千七百五十円」を「千六百五十円」に、「三千三百円」を「三千百円」に、「千五十円」を「千円」に改め、同表十四の項及び十五の項中「千百円」を「千五百五十円」に改め、同表十六の項中

| | |
|-------|-------|
| 二千五百円 | 二千五百円 |
| 二千五百円 | 二千五百円 |

に改め、同表十八の項中「六百五十円」を「七百五十

| | |
|---------|---------|
| 二千五百円 | 二千五百円 |
| 二千五百五十円 | 二千五百五十円 |

円」に改め、同表十九の項及び二十の項中「千円」を「千百円」に改め、同表二十一の項中「千四百五十円」を「千四百円」に、「三千円」を「二千八百五十円」に改め、同表二十二の項中「千百円」を「千五百五十円」に改め、同表二十三の項中「二万三千百円」を「二万三千四百円」に、「二万九千六百五十円」を「二万九千五百円」に、「二万四千七百円」を「二万四千五百円」に改め、同表二十四の項中「千百円」を「千五百五十円」に改め、同表二十五の項中「一万四千六百円」を「一万四千五百五十円」に、「一万千八百円」を「一万千八百五十円」に、「九千四百円」を「九千六百五十円」に、「二万二千七百五十円」を「二万二千四百五十円」に改め、同表二十六の項中「二千四百円」を「二千三百五十円」に改め、同表二十

七の項中

| | |
|----------------|----------------|
| 講習一時間について二千五百円 | 講習一時間について四千四百円 |
|----------------|----------------|

を

| | |
|-----------------|------------------|
| 講習一時間について千九百五十円 | 講習一時間について四千四百五十円 |
|-----------------|------------------|

に、「三千四百円」を「三

千五百円」に、

| | |
|------------------|----------------|
| 講習一時間について二千四百五十円 | 講習一時間について四千四百円 |
|------------------|----------------|

を

| | |
|----------------|-----------------|
| 講習一時間について二千八百円 | 講習一時間について四千五百十円 |
|----------------|-----------------|

に、「ついて千四百

円」を「ついて千五百円」に、「ついて千三百円」を「ついて千四百円」に、「ついて六百五十円」を「ついて七百五十円」に、「ついて二千四百円」を「ついて二千四百五十円」に、「四千六百五十円」を「五千五百円」に、「七千五百五十円」を「七千九百五十円」に、「五千六百五十円」を「五千八百円」に、「二千円」を「二千二百五十円」

に、「四千三百円」を「四千四百五十円」に、

| | |
|-------|---|
| 二千四百円 | 一万三千二百円 (当該講習が道路 交通法施行規 則第三十八條第 十三項第二号の 表第一号に掲げ る講習方法に係 るものである場 合にあっては、 |
|-------|---|

を

| | |
|------|---|
| 二千三百 | 一万二千 (当該講 路交通法 則第三十 十三項第 表第一号 に掲げ る講習方 法に係 るもので 合にあって |
|------|---|

| | |
|-----|--|
| 五十円 | 五百円 が道 施行規 八條第 二号の に掲げ 法に係 ある場 ては、 |
|-----|--|

に、「千九百円」を「二千円」に改め、同表三十の項中「千五百円」を「千

九千五十円

九千五十

八百円」に、「四千六百五十円」を「五千五百円」に、「七千五百五十円」を「七千九百五十円」に改め、同表三十二の項中「講習三十分について三百五十円」を「千四百円（講習項目の一部を省略することができる者として公安委員会規則で定める者が受ける場合にあっては、八百円）」に改める。

別表第七の一の項中「三千六百円」を「三千五百五十円」に、「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同表三の項及び四の項中「二千四百五十円」を「二千五百円」に、「千九百五十円」を「千九百円」に、「二千五百円」を「二千六百五十円」に改め、同表六の項中「千七百五十円」を「千八百円」に、「二千五百円」を「二千五十円」に改め、同表備考一中「二千四百五十円」を「二千三百五十円」に、「八百五十円」を「九百円」に、「千五十円」を「千円」に、「三千円」を「二千九百円」に改め、同表備考二中「五百五十円」を「五百円」に、「三百五十円」を「三百円」に改める。

別表第八の一の項中「三千六百円」を「三千五百五十円」に、「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同表二の項中「千三百五十円」を「千四百円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に、「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表三の項中「千二百五十円」を「千三百円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に、「千円」を「千二百五十円」に改め、同表四の項及び五の項中「千五百五十円」を「千六百円」に改め、同表六の項中「千四百円」を「千五百円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同表備考一中「二千五百円」

を「二千四百円」に、「三千五百円」を「二千八百五十円」に改め、同表備考二中「二百五十円」を「百五十円」に、「百円」を「百五十円」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十六号

山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

（山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部改正）

第一条 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十六条―第五十条）を」

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第四十五条の二―第四十五条の四）を」に、「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十七条―第九十九条）」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第九十六条の二―第九十六条の五）」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第九十九条）」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第九十九条）」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第九十九条）」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第九十九条）」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第九十九条）」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第九十九条）」を

スに関する基準（第六十条の二―第六十条の四）に、「第六十九条」を「第

「第十三章 就労定着支援

第一節 基本方針（第九

第二節 人員に関する基準

第三節 設備に関する基準

第四節 運営に関する基準

第十四章 自立生活援助

第一節 基本方針（第九

第二節 人員に関する基準

第三節 設備に関する基準

第四節 運営に関する基準

第十五章 共同生活援助

十五條の二)

(第九十五条の三・第九十五条の四)

(第九十五条の五)

(第九十五条の六―第九十五条の十二)

十五條の十三)

(第九十五条の十四・第九十五条の十五)

(第九十五条の十六)

(第九十五条の十七―第九十五条の二十)

「第

指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を

第

五節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百二条の二・第二百二条の三）

第二款 人員に関する基準（第二百二条の四・第二百二条の五）

第三款 設備に関する基準（第二百二条の六）
第四款 運営に関する基準（第二百二条の七―第二百二条の十一）
六節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

に、「第二百二条の二・第二百二条の三」を「第二百二条の十二
運営に関する基準」
・第二百二条の十三」に、「第二百二条の四・第二百二条の五」を「第二百二条の十
四・第二百二条の十五」に、「第二百二条の六」を「第二百二条の十六」に、「第二
百二条の七―第二百二条の十二」を「第二百二条の十七―第二百二条の二十二」に、
「第十四章 多機能型に関する特例（第二百三条・第二百四章）」を「第十六章 多
第十五章 削除

機能型に関する特例（第二百三条―第二百六条）」に、「第十六章」を「第十七章」に
改める。
第二条第十六号中「デイサービスの事業」の下に、「指定通所支援基準条例第八十
二条の四に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第十七
号とし、同条第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。
十五 共生型障害福祉サービス 法第四十一条の二第一項の申請に係る法第二十九
条第一項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。
第五条第一項中「第十三章」を「第十五章」に改める。
第七条第一項中「第二百二条の二及び第二百二条の十第二項」を「第二百二条の十
二及び第二百二条の二十第二項」に改める。
第五十条中「前節」を「第四節」に改める。

第二章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。
第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準
（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）
第四十五条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」
という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（山梨県指定居宅サービス等の事業に
関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十八号。以下「指定居宅
サービス等基準条例」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。
以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
一 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第五条第一項に規定する指

定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事
業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第四条に規定する指
定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び
共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介
護事業所として必要とされる数以上であること。
二 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介
護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）
第四十五条の三 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪
問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべ
き基準は、次のとおりとする。
一 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指
定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の
利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必
要とされる数以上であること。
二 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重
度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）
第四十五条の四 第六条（第三項及び第四項を除く）、第七条第二項及び第三項、第
八条並びに前節（第四十五条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度
訪問介護の事業について準用する。
第八十一条第一項第二号中「第十六章」を「第十七章」に改める。
第八十八条の次に次の一条を加える。
（職場への定着のための支援の実施）
第八十八条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当
該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用
された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、
当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努
めなければならない。

第九十七条第一号及び第二号を次のように改める。
一 指定通所介護事業者等であつて、地域において生活介護が提供されていないこ
と等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供
するものであること。
二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用

者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

第九十八条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十六条第一項に規定する通いサービスを除く。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第九十八条第一号中「指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する登録者をいう。第二百五十一条の二第一号及び第六十一条の二第一号」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者を除く。第十三条の三、第五十一条の二及び第六十一条の二」に、「第六十二条の二」を「第六十二条の六」に、「第八十二条」を「第八十二条の三」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう）」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く）」に改め、同条第二号中「第六十二条の二」を「第六十二条の六」に、「第八十二条」を「第八十二条の三」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第三号中「指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号又は第七十五条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。第五十一条の二第三号及び第六十一条の二第三号」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂を除く。第十三条の三、第五十一条の二及び第六十一条の二」に改め、同条第四号中「第六十二条の二」を「第六十二条の六」に、「第八十二条」を「第八十二条の三」に改める。

第四章第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

第九十六条の二 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」

という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準条例第七条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第八十五条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第九条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第九十二条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第八十五条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第九十二条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第八条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第八十四条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第九十六条の三 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第一百一条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第九十八条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九條に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」

という。)の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第九十六条の四 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者

(指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))が当該事業に關して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。))の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第百五十条の二に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。))若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第百六十条の二に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。))又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準条例第五十七条に規定する共生型児童発達支援をいう。))若しくは

は共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第八十条に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第百五十条の三及び第六十条の三において同じ。))を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第九十八条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))にあつては、十八人)以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。))のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。))の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第百五十条の三及び第六十条の三において同じ。))を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人)までの範囲内とすること。

| 登録定員 | 利用定員 |
|------------|------|
| 二十六人又は二十七人 | 十六人 |

| | |
|------|-----|
| 二十八人 | 十七人 |
| 二十九人 | 十八人 |

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第九十六条の五 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四条、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第五十三条、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十一条、第八十二条及び前節（第九十六条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第一百一条第一項第二号中「又は第二百二条の四第一項」を、「第二百二条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第二百二条の十四第一項」に改め、同号イ中「又は第二百二条の二」を、「第二百二条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第二百二条の十三」に改め、「規定する指定共同生活援助事業所をいう。」の下に「、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第二百二条の十四第一項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）」を加え、「第二百二条の四第一項」を「第二百二条の十四第一項」に改め、同条第二項第二号中「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」の下に「（第二百二条の四に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）」を加え、同号イ中「指定自立訓練（生活訓練）等」の下に「（第二百二条の四に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）」を加え、「指定自立訓練（生活訓練）事業者等の」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）」に改め、以下このイにおいて同じ。）の」に改め、同条第三項第一号中「第九十七条第一項に規定する」を削り、「第二百二条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に改め、同号イ中「第二百二条の二に規定する」の下に「日中サービス支援型指定共同生活援助、第二百二条の十二に規定する」を加える。

練（生活訓練）事業所等の」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。以下このイにおいて同じ。）の」に改め、同条第三項第一号中「第九十七条第一項に規定する」を削り、「第二百二条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に改め、同号イ中「第二百二条の二に規定する」の下に「日中サービス支援型指定共同生活援助、第二百二条の十二に規定する」を加える。

第一百十条第二号中「第二百二条の四第一項」を「第二百二条の十四第一項」に改める。
 第一百十二条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「第六十二条の二」を「第六十二条の六」に、「第八十二条」を「第八十二条の三」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第二号中「第六十二条の二」を「第六十二条の六」に、「第八十二条」を「第八十二条の三」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第五章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第一百一十一条の二 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第四百四十七条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十九号。以下「予防サービス条例」という。）第一百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第四百四十七条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（予防サービス条例第四百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第四百四十六条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（予防サービス条例第四百二十八条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（次号において「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が十・六五平方

メートル以上であること。

二 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第百十一条の三 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号ハ若しくは第百七十五条第二項第二号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第二号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項若しくは第百七十一条第六項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第五項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積がおおむね七・四三平方メートル以上であること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第百十一条の四 第十一条、第十三条から第十九条まで、第二十一条、第二十二

条、第二十四条、第二十五条、第三十条、第三十一条、第三十八条から第四十四条まで、第五十三条、第六十三条、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条、第七十七条、第九十条、第九十三条から第九十五条まで、第百条及び前節（第百十条及び第百十一条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。第百十五条第四項中「専任かつ」を削る。

第百二十一条第一項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改

める。

第百二十二条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第一項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第四項とする。

第百四十三条中「、施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第百五十条中「第八十九条」を「第八十八条の二」に改める。

第百五十一条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第一号及び第二号中「第六十二条の二」を「第六十二条の六」に、「第八十二条」を「第八十二条の三」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第四号中「第六十二条の二」を「第六十二条の六」に、「第八十二条」を「第八十二条の三」に改める。

第八章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第百五十条の二 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第五十条の三 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅

- 介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、十八人)以下とすること。
- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等については次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等については十二人)までの範囲内とすること。

| 登録定員 | 利用定員 |
|------------|------|
| 二十六人又は二十七人 | 十六人 |
| 二十八人 | 十七人 |
| 二十九人 | 十八人 |

- 三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- 四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十二条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。
- 五 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第五十条の四 第十一条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第五十三條、第六十條から第六十三條まで、

第六十九條、第七十一条から第七十三條まで、第七十六條から第七十八條まで、第八十二條、第八十八條の二から第九十五條まで、第四百四十三條及び前節(第五百五條を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第一百五十三條中「施行規則第六條の七第二号に規定する者に対して」を削る。

第一百六十條中「第八十九條」を「第八十八條の二」に改める。

第六十一条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第一号、第二号及び第四号中「第六十二條の二」を「第六十二條の六」に、「第八十二條」を「第八十二條の三」に改める。

第九章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第六十条の二 自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
 - 二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
 - 三 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- (共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)
- 第六十条の三** 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、十八人)以下とすること。
 - 二 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が

二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等には次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては(十二人)までの範囲内とすること。

| 登録定員 | 利用定員 |
|------------|------|
| 二十六人又は二十七人 | 十六人 |
| 二十八人 | 十七人 |
| 二十九人 | 十八人 |

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第六十条の四 第十一条から第二十条まで、第二十二條、第二十五條、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第五十三條、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一条から第七十三條まで、第七十六條、第七十七條、第八十二條、第八十八條の二から第九十五條まで、第百四十八條、第百四十九條、第百五十三條及び前節(第六十條を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第十章第四節中第六十九條の前に次の一條を加える。

第六十八條の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第七十三條中「第八十七條」の下に、「第八十八條、第八十九條」を加える。

第十六章を第十七章とする。

第十五章 削除」を削る。

第二百三條第一項中「(指定通所支援基準条例第七條に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）」及び「(指定通所支援基準条例第七十四條に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）」を削る。

第十四章を第十六章とする。

第二百二條の十二中「第二百二條の十二」を「第二百二條の二十二」に改め、第十三章第五節第四款中同條を第二百二條の二十二とし、第二百二條の八から第二百二條の十一までを十條ずつ繰り下げる。

第二百二條の七第一項中「第二百二條の九」を「第二百二條の十九」に改め、同條を第二百二條の十七とする。

第十三章第五節第三款中第二百二條の六を第二百二條の十六とする。

第十三章第五節第二款中第二百二條の五を第二百二條の十五とし、第二百二條の四を第二百二條の十四とする。

第十三章第五節第一款中第二百二條の三を第二百二條の十三とする。

第二百二條の二中「前各節」を「第一節から第四節まで」に、「第二百二條の十二」を「第二百二條の二十二」に、「第二百二條の四第一項」を「第二百二條の十四第一項」に改め、同條を第二百二條の十二とする。

第十三章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百二條の二 前各節の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第二百二條の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流

の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二百二条の四 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- 一 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を五で除した数以上
 - 二 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上
 - イ 区分省令第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数
 - ロ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数
 - ハ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数
 - ニ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数
 - 三 サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
 - イ 利用者の数が三十以下 一以上
 - ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の夜間支援従事者(夜間及び深夜の時間帯に勤務(宿直勤務を除く。))を行う世話人又は生活支援員をいう。)を置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

5 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第二百二条の五 第九十八条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第三款 設備に関する基準

(設備)

第二百二条の六 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は四人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は二十人以下とする。

5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人(知事が特に必要があると認めるときは三十人)以下とすることができる。

6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下(当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。)とすることができる。

7 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

8 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができ

る設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

第四款 運営に関する基準

(実施主体)

第二百二条の七 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第百十四条に規定する指定短期入所(第百一条第一項に規定する併設事業所又は同条第三項に規定する単独型事業所に係るものに限る。)を行うものとする。

(介護及び家事等)

第二百二条の八 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時一人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二百二条の九 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上に必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第二百二条の十 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第二百二条の十一 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十六条から第七十八条まで、第九十一条、第九十三条、第九十五条、第九十八条の二、第九十九条の二から第九十九条の六まで及び第二百二条の三から第二百二条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百二条の十一において準用する第二百二条の三」と、第二十二條第二項中「次条第二項」とあるのは「第二百二条の十一において準用する第九十九条の四第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第二百二条の十一において準用する第九十九条の四第二項」と、第六十一条及び第七十八条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百二条の十一において準用する第五十六条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百二条の十一において準用する第九十一条」と、同項第四号中「第七十六条第二項」とあるのは「第二百二条の十一において準用する第七十六条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百二条の十一」と、第九十五条中「協力医療機関」とあるのは「第二百二条の十一において準用する第二百二条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百五十八條の二第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第九十七條第一項第二号イ中「この号」を「この章」に改める。

第二百條第三項中「家事等」の下に「(指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)」を加える。

第十三章を第十五章とし、第十二章の次に次の二章を加える。

第十三章 就労定着支援

第一節 基本方針

第九十五條の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労定着支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行規則第六條の十の二に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行規則第六條の十の三に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第九十五條の三 指定就労定着支援の事業を行う者(以下「指定就労定着支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労定着支援事業所」という。)に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四十で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次の各号に掲げる当該指定就労定着支援の事業の利用者の数(当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「生活介護等」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める員数のサービス管理責任者を置くものとする。

一 利用者の数が六十以下 一 以上
二 利用者の数が六十一以上 一 に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3 前二項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項に規定する就労定着支援員及び第二項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

5 第二項に規定するサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第九十五條の四 第五十一條の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第九十五條の五 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

第四節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第九十五條の六 サービス管理責任者は、第二百六條の十二において準用する第九十八條に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第九十五條の七 指定就労定着支援事業者は、過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第九十五條の八 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上、当該

利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第九十五条の九 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第九十五条の十 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第九十五条の十一 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 一次条において準用する第二十一条第一項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な事項の記録
- 二 二次条において読み替えて準用する第六十一条第一項に規定する就労定着支援計画

三 三次条において準用する第三十一条に規定する市町村への通知に係る記録

四 四次条において準用する第四十一条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 五次条において準用する第四十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際し

て採った処置についての記録

(準用)

第九十五条の十二 第十一条から第二十五条まで、第三十一条、第三十五条から第四十三条まで、第六十条、第六十一条、第六十三条及び第六十九条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第九十五条の二十」と、第二十二条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条の十二において準用する次条第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第九十五条の十二において準用する第二十三条第二項」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条の十二において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第十四章 自立生活援助

第一節 基本方針

第九十五条の十三 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第九十五条の十四 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に置くべき従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- 一 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、一以上(利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一を標準とする。)
- 二 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
- イ 利用者の数が三十以下 一以上
- ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(準用)

第九十五条の十五 第五十三条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第九十五条の十六 第九十五条の五の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第九十五条の十七 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者(法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。)でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第九十五条の十八 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居室を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(通報を受けた場合の措置等)

第九十五条の十九 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があつた場合には、速やかに当該利用者の居室への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第九十五条の二十 第十一条から第二十五条まで、第三十一条、第三十五条から第

四十三条まで、第六十条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第九十五条の六、第九十五条の十及び第九十五条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第九十五条の二十」において準用する第九十五条の十」と、第二十二條第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条の二十」において準用する次条第一項」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

附則第三条の六中「第二百二条の六」を「第二百二条の十六」に改める。

附則第三条の六中「第二百二条の十二」を「第二百二条の二十二」に改める。

附則第四条及び第五条中「第二百二条の六」を「第二百二条の十六」に改める。

附則第六条の見出し中「指定共同生活援助事業所」の下に「又は日中サービスマ型指定共同生活援助事業所」を加え、同条第一項及び第二項中「第二百二条第三項」の下に「及び第二百二条の八第四項」を、「指定共同生活援助事業所」の下に「又は日中サービスマ型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「まで」の下に「及び第二百二条の四第一項第二号ロからニまで」を加える。

(山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第二条 山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

(山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第四十四条の次に次の一条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第四十四条の二 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第五十一条中「、施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。
第五十五条中「第四十五条」を「第四十四条の二」に改める。

第五十六条中「、施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

第六十条中「第四十五条」を「第四十四条の二」に改める。

第六十四条の次に次の一条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第六十四条の二 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるように、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第六十九条中「第四十三条」の下に「、第四十四条、第四十五条」を加える。

(山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成二十六年条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「第二百二条の二」を「第二百二条の十二」に改める。

附則第三条中「第二百二条の四」を「第二百二条の十四」に改める。

附則第四条中「第二百二条の十第四項」を「第二百二条の二十第四項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例の施行の際現に指定を受けている第二条の規定による改正前の山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例第七条及び第十一条に規定する指定障害者支援施設等については、第二条の規定による改正後の山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例第六条及び第十条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十七号

例 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 基準該当通所支援に関する基準(第五十七条―第六十二条の二)」を

「第五節 共生型障害児通所支援に関する基準(第五十六条の二―第五十六条の二)」を

第六節 基準該当通所支援に関する基準(第五十七条―第六十二条の二)

五) に、「第五節 基準該当通所支援に関する基準(第八十条―第八十二条)」を

「第五節 共生型障害児通所支援に関する基準(第七十九条の二)」

第六節 基準該当通所支援に関する基準(第八十条―第八十二条)」に、「第五章

「第五章 居宅訪問型児童発達支援

第一節 基本方針(第八十二条の二)

第二節 人員に関する基準(第八十二条の三・第八十二

第三節 設備に関する基準(第八十二条の五)

第四節 運営に関する基準(第八十二条の六―第八十二

第六章 保育所等訪問支援

条の四) に、「第六章」を「第七章」に改める。

条の九)

「」
第二条第一号中「第六条の二の二第八項」を「第六条の二の二第九項」に改め、
同条第五号中「第二十一条の五の二十八第一項」を「第二十一条の五の二十九第一
項」に改め、同条第十号中「第二十一条の五の二十八第三項」を「第二十一条の五の
二十九第三項」に改め、同条第十二号中「及び第八十三条」を「、第八十二条の三に
規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第八十三条」に改め、同号を同条第
十三号とし、同条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 共生型通所支援 法第二十一条の五の十七第一項の申請に係る法第二十一条

の五の三第一項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

第五条第三項中「第二十二条、第五十一条及び第七十四条第一項第一号において」

を「以下」に改める。

第七条第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員(山梨県児童福祉施設
に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十三号。次号において「児
童福祉施設基準条例」という。))第二十七条第六項に規定する児童指導員をいう。以

下同じ。)、保育士又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同項第二号中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十九条第一項」を「児童福祉施設基準条例第六十七条第一項」に改め、同条第二項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第三項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第七条第三項第二号中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。))」に改め、同項第三号中「(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。))」を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第八条第四項第一号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第二十八条に次の二項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備、備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な

情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第五十条第一項中「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第五十一条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

第五十二条第三項中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第一項」に改める。

第五十三条第二項中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。

第五十七条第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第六十条中「前節」を「第四節」に改める。

第六十一条中「(指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。))」、「(指定障害福祉サービス等基準条例第八十条に規定する指定生活介護をいう。以下この条において同じ。))」及び「(指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。以下この条において同じ。))」を削る。

第六十二条中「指定通所介護事業者(山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十八号。以下この条において「指定居宅サービス等基準条例」という。))第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。))又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条及び次条において「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。))」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第九十八条に規定する指定通所介護をいう。))又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。))」(以下この条において「指定通所介護等」という。))を「指定通所介護等」に、「指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。))又は当該指定地域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第

二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下この条において「指定通所介護事業所等」という。を「指定通所介護事業所等」に改め、同条第一号中「指定居宅サービス等基準条例第百一条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。を削る。

第六十二条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。を「指定小規模多機能型居宅介護等」に、「指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第百七十一条第一項に規定する通いサービスをいう。を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスを除く」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を除く」に改め、同条第一号中「(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第百七十一条第一項に規定する登録者をいう。を削り、「(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。次号において同じ。を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第二号中「あつては十二人」を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人」に改める。

第二章第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第五十六条の二 児童発達支援に係る共生型通所支援(以下「共生型児童発達支援」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。第六十一条において同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定生

活介護事業所が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第八十条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第五十六条の三 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者(山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十八号。以下この条において「指定居宅サービス等基準条例」という。第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条及び次条において「指定地域密着型サービス基準」という。第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第六十二条において「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(次号及び第六十二条において「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第百一条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第六十二条第一号において同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第九十八条に規定する指定通所介護をいう。又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(次号及び第六十二条において「指定通所介護等」という。)の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)
第五十六条の四 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第六十二条の二において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)

又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下この条及び第六十二条の二において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

第六十二条の二において同じ。)

(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)

の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者をいう。第六十二条の二第一号において同じ。))の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス等基準第九十六条の二に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第九十六条の二に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)

若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第九十六条の二に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)

又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第七十九条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(次項及び第四項において「共生型通いサービス」という。)

を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)

を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサ

テライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第六十二条の二において同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第六十二条の二において同じ。)

又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(次項において「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))にあつては、十八人)以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(第六十二条の二において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)

又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)

のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)

の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)

を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ下表の下欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人)までの範囲内とすること。

| | |
|------------|------|
| 登録定員 | 利用定員 |
| 二十六人又は二十七人 | 十六人 |
| 二十八人 | 十七人 |
| 二十九人 | 十八人 |

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス

ス基準第六十七条第二項第一号若しくは第百七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。第六十二条の二第三号において同じ。は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第五十六条の五 第六条、第九条、第十条及び前節(第十三条を除く。)の規定は、

共生型児童発達支援の事業について準用する。

第六十四条第一項第四号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第三章第四節中第七十二条の前に次の一条を加える。

(情報の提供等)

第七十一条の二 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第七十二条中「第二十八条」の下に「(第四項及び第五項を除く。)」を加え、「第二十九条」を「第二十八条第一項及び第二十九条」に、「第五十六条第二項第三号」を「第五十六条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第三号」に改める。

第七十四条第一項第一号中「学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下この条及び第八十条において「障害福祉サービス経験者」という。)」を「障

害福祉サービス経験者」に改め、同条第三項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第七十四条第三項第二号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第七十八条の二を削る。

第七十九条中「第四十九条、第五十一条、第五十二条」を「第四十九条から第五十二条まで」に、「第二十九条」を「第二十七条第二項中「第二十五条第二項」とあるのは「第七十八条第二項」と、第二十八条第一項、第二十九条及び第五十六条第二項第二号」に改める。

第八十二条中「、第七十八条(第一項を除く。)&及び第七十八条の二」を「及び第七十八条(第一項を除く。)」に改める。

第四章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害児通所支援に関する基準

第七十九条の二 第九条、第十条、第十四条から第二十四条まで、第二十六条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第四十七条まで、第四十九条から第五十二条まで、第五十三条第一項、第五十四条から第五十六条の四まで、第七十三条及び第七十八条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。

第九十一条第一項中「並びに第八十四条第一項」を「、第八十二条の三第一項並びに第八十四条第一項」に、「第八十四条第一項」を「第八十二条の三第一項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第八十四条第一項」に改める。

第六章を第七章とする。

第八十六条を次のように改める。

第八十六条 第八十二条の五の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第八十七条から第八十九条までを次のように改める。

第八十七条から第八十九条まで 削除

第九十条中「第二十六条」を「第二十六条、第二十七条、第二十八条(第四項及び第五項を除く。)、第二十九条」に、「から第五十二条まで、第五十三条第一項及び第五十四条」を「、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項、第五十四条」に改め、「第五十六条まで」の下に「、第七十一条の二及び第八十二条の六から第八十二条の

八まで」を加え、「第八十九条」を「第九十条において準用する第八十二条の八」に、「第八十八条」と、「第二十九条」を「第九十条において準用する第八十二条の七」と、「第二十七条第二項中「第二十五条第二項」とあるのは「第九十条において準用する第八十二条の七第二項」と、「第二十八条第一項及び第二十九条」に改め、「従業者の勤務の体制」の下に「と、第五十六条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」を加える。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 居宅訪問型児童発達支援

第一節 基本方針

第八十二条の二 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第八十二条の三 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（第八十二条の六から第八十二条の八までにおいて「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下この項において「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

3 第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第八十二条の四 第九条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし」とあるのは、「ただし、第八十二条の三第一項第一号に掲げる訪問支援員及び同項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

第三節 設備に関する基準

第八十二条の五 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備、備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

（身分を証する書類の携行）

第八十二条の六 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（通所利用者負担額の受領）

第八十二条の七 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受領することができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付し

なければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第八十二条の八 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(運用)

第八十二条の九 第十四条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第二十八条(第四項及び第五項を除く。)、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第三十八条まで、第四十条、第四十三条から第四十七条まで、第四十九条、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項、第五十四条から第五十六条まで及び第七十一条の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「第三十九条」とあるのは「第八十二条の八」と、第十八条中「いう。」と、第三十九条第六号及び第五十三条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十四条第二項中「次条」とあるのは「第八十二条の七」と、第二十七条第二項中「第二十五条第二項」とあるのは「第八十二条の七第二項」と、第二十八条第一項、第二十九条及び第五十六条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第六十七条第四項中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第八十一条において同じ。)」に改め、同条第八項及び第十二項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第八十一条第七項及び第九項中「看護師」を「看護職員」に改める。

(山梨県指定障害児入所施設等に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 山梨県指定障害児入所施設等に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

第六条第一項第二号中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。)」に改め、同条第四項を削る。

第七条第八項を削る。

第四十八条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けている第一条の規定による改正前の山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例(次項において「旧条例」という。)(第七条第一項に規定する指定児童発達支援事業者については、第一条の規定による改正後の山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例(次項において「新条例」という。)(第七条(第三項を除く。))の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第五十七条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同条に規定する基準該当児童発達支援事業者については、新条例第五十七条の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に指定を受けている第三条の規定による改正前の山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例第六條第四項及び第七條第八項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第三条の規定による改正後の山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例第六條及び第七條の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。
平成三十年三月二十九日

山梨県条例第十八号

山梨県知事 後 藤 斎

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の七第一項中「第九条第一項から第七項まで」を「第九条第一項から第八項まで」に、「若しくはがん具類」を「若しくは玩具類」に、「有害性のある図書類又はがん具類等」を「有害性のある図書類又は玩具類等」に改め、同条第二項中「がん具類」を「玩具類」に改める。

第十四条中「第二條第一項に規定する」を「第三條第一項の許可を受けて」に改め、「として営む者」の下に「(住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第二條第四項に規定する住宅宿泊事業者を含む。)」を、「管理する者」の下に「(同條第七項に規定する住宅宿泊管理業者を含む。)」を加え、「みだらな」を「淫らな」に改める。

附則

この条例中第五条の七第一項及び第二項の改正規定は平成三十年四月一日から、第十四条の改正規定は平成三十年六月十五日から施行する。

山梨県旅館業法施行条例及び山梨県空き缶等の散乱防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第十九号

山梨県旅館業法施行条例及び山梨県空き缶等の散乱防止に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 山梨県旅館業法施行条例(昭和三十三年山梨県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「営業」を「旅館業」に改める。

第二条第一項中「第一条第一項第十一号」を「第一条第一項第八号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同項第二号を削り、同項第三号ハ中「の受付台」を削り、「及び宿泊者」を「かつ、宿泊者」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

六 次に掲げる要件を十分に満たす適当な採光及び照明の設備を有すること。
イ 客室が、窓等により自然光線が十分に採光できる構造であること。
ロ 照明設備が、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすものであること。

第二条第二項を削り、同条第三項中「第一条第三項第七号」を「第一条第二項第七号」に、「は、第一項第一号及び第三号から第五号までの規定を準用するほか、次のとおりとする」を「については、前項第一号から第四号まで及び第六号の規定を準用する」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一条第四項第五号」を「第一条第三項第五号」に、「第一項第五号」を「第一項第四号及び第六号」に、「一客室の床面積は、七平方メートル以上であることとする」を「客室は、収容定員に応じ十分な広さを有することとする」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条(見出しを含む)中「営業」を「旅館業」に改める。

第五条第一項第一号中「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号イ中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を第四号とし、同項第六号中「備え、廊下その他適当な場所には、消毒薬を入れたたんぽを」を削り、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十一号中「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同号を同項第十号とし、同条第二項中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「前項第二号、同項第四号又は同項第七号ロ」を「前項第三号又は同項第六号ロ」に改める。

(山梨県空き缶等の散乱防止に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県空き缶等の散乱防止に関する条例(昭和五十九年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「ホテル営業、同条第三項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の規定による許可を受けて旅館営業(旅館業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第八十四号)による改正前の旅館業法(次項において「旧法」という。))第二条第三項に規定する旅館営業をいう。)を営んでいる者がその際その営業の用に供し

ている施設については、第一条の規定による改正後の山梨県旅館業法施行条例（次項において「新条例」という。）第二条第一項第五号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該施設について増築、改築若しくは移転、大規模の修繕（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）（以下この項及び次項において「増築等」という。）が行われるとき（この条例の施行の日以後に当該増築等に係る同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認の申請がされる場合に限る。）は、この限りでない。

3 この条例の施行の際現に旅館業法第三条第一項の規定による許可を受けて旅館業（旧法第二条第一項に規定する旅館業をいう。）を経営している者がその際それぞれその営業の用に供している施設については、新条例第二条第一項第六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該施設について増築等が行われるとき（この条例の施行の日以後に当該増築等に係る建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認の申請がされる場合に限る。）は、この限りでない。

山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十号

山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例

山梨県産業技術センター諸収入条例（昭和六十一年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「静電気障害試験器」同一三九〇円を「静電気障害試験器」同一三八〇円に、「一件」二、五四〇円を「同」二四〇円に、「一時間」四二〇円を「同」四二〇円に、「一時間」八三〇円を「同」一八三〇円に、「ドウコンディショナー」エネルギー分散型蛍光エックス線分析装置

同 六三〇円 を「ドウコンディショナー」同一 六三〇円
同 一、九三〇円 を「ドウコンディショナー」同一 六三〇円
「に」、「一件」二〇、一六〇円を「同」一 八四〇円に、「小型恒温恒湿槽」同一四、六八〇円を「小型恒温恒湿槽」同一 一九〇円に、「一時間」一四、二一〇円を「同」一四、二一〇円に、「赤外分光光度計

山梨県公報号外 第十一号 平成三十年三月二十九日

| | |
|------------------------|---|
| 「赤外分光光度計 | 同 |
| 耐水試験機 | 同 |
| じんあい試験機 | 同 |
| 全焦点3D表面形状測定機 | 同 |
| 真空成形機 | 同 |
| 卓上型分光測色計 | 同 |
| 遠心バレル研磨機 | 同 |
| エネルギー分散型微小部蛍光エックス線分析装置 | 同 |
| 高周波加熱装置 | 同 |
| ガスクロマトグラフ質量分析計 | 同 |
| 洗濯試験機 | 同 |
| 倒立顕微鏡 | 同 |

に改める。

三、二八〇円
六三〇円
六六〇円
二、八七〇円
一、三二〇円
五二〇円
二〇〇円
二、九一〇円
一、五七〇円
七、七一〇円
五五〇円
六三〇円

別表第二号の表繊維（ニット製品及びその原材料を除く。）の項中 五二〇円を「四六〇円」

六二〇円
五二〇円 に、「その他の試験」同一 一実費を基準として
六六〇円

「顕微鏡試験（倒立顕微鏡による像観察）」同一視野
「その他の試験」同一 一試料 一実費を基準と

八三〇円
「に改め、同表貴金属及び宝鉱石の項中」同一
「蛍光エックス線分析（定
分光反射率試験

性分析)

一測定 二、六七〇円
一件 九二〇円
を 「分光反射率試験
エネルギー分散

型微小部蛍光エックス線分析装置による定性分析 同 三、四七〇円」に、「その
他の試験一件」を「その他の試験一同」に改め、同表素材、機械、電子及び化学の

「同(サイクルサグシミュレーターによる測定) 同 二、一三〇円

項中 同(静電気障害試験器による測定) 同 二、一一〇円 を「同(サ
イクルサグシミュレーターによる測定) 同 二、二六〇円

六〇円 二四時間未満の端数があるときは、これを二四時間とする。」を「二時間
一 二七〇円

「同(往復運動平面摩擦試験機による測定) 一試料 二、六六〇円 を「同(往復運
動平面摩擦試験機による測定) 一試料 二、七八〇円」を「同(往復運

同(粘度計による測定) 同 二、七八〇円」に、「同(HASTチャンバ
「同(HASTチャンバ

一による試験) 一同 一 四七〇円」を
全焦点3D表面形状測
機器分析(ガスクロマ

一による試験) 一同 一 四七〇円

定機による測定 一件 三、四五〇円
定機によるつなぎ合わせ測定 同 六、九一〇円
トグラフ質量分析計による測定 同 一九、八三〇円

「を」その他の試験一同」に改める。

附則
この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布す
る。

平成三十年三月二十九日 山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第二十一号

山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第二号)の一部を
次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第十条、第十四条関係)

| 区分 | 利用料金限度額 | | 団体 | 定期利用料金 限度額 |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 個人 | 個人 | | |
| 一般、大学生 及び高校生 | 一人につき 七〇〇円 | 一人につき 二五〇円 | 一人につき 五六〇円 | 一人につき 二〇〇円 |
| | 一人につき 三五〇円 | 一人につき 一二〇円 | 一人につき 二八〇円 | 一人につき 一〇〇円 |
| 中学生及び小 学生 | 一人につき 三五〇円 | 一人につき 一二〇円 | 一人につき 二八〇円 | 一人につき 一〇〇円 |

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県種畜貸付け等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第二十二号

山梨県種畜貸付け等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県種畜貸付け等に関する条例(昭和四十二年山梨県条例第三十三号)の一部を次
のように改正する。

第七条中「すみやかに」を「速やかに」に、「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「
よる家畜共済」を「第九十七条第二項に規定する死亡廃用共済及び疾病傷害共済」に改
める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における家畜共済の共済関係等においてその借り受けた種畜を家畜共済に付すべき者については、この条例による改正前の山梨県種畜貸付け等に関する条例第七条の規定は、なおその効力を有する。

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十三号

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第十三条の規定による利用時間の変更の承認（以下この項において「変更承認」という。）により、利用時間の開始の時刻が別表第二二号イの表に規定する利用時間の開始の時刻以前となり、又は利用時間の終了の時刻が同表に規定する利用時間の終了の時刻以後となつたとき（有料大会等のために利用する場合を除く。）は、当該変更承認に係る利用時間の開始の時刻又は終了の時刻を同表に規定する利用時間の開始の時刻又は終了の時刻とみなして別表第六の規定を適用する。この場合において、変更承認を受けて指定管理者が利用時間を変更するときにおける同表の規定の適用に当たつての技術的読替え、同表に定める額の算定その他変更承認を受けた利用時間に対するこの条例の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

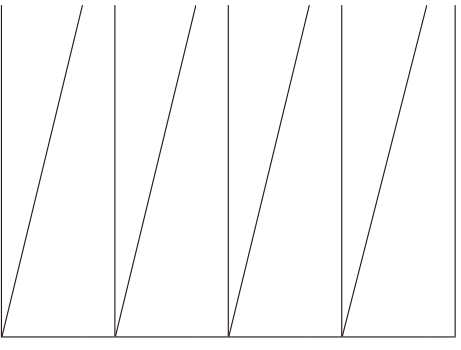
別表第一「山梨県富士北麓公園の項中「及び体育館」を、「体育館及びフリーウエイ トレーニング室」に改める。

別表第二二号イの表中「体育館及び」を「洋弓場、体育館及び」に、「山梨県富士北麓公園の体育館」を「山梨県富士北麓公園の陸上競技場、体育館及びフリーウエイ トレーニング室」に改める。

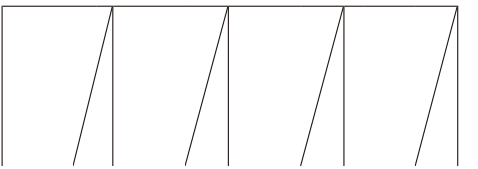
（高校生以下にあつては、三二〇円）
五七〇

別表第六一号イの表洋弓場の項中

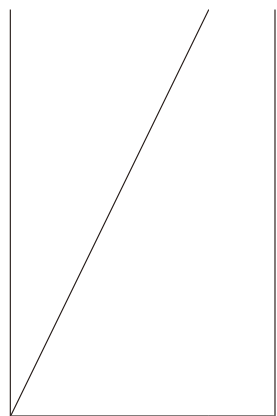
午前八時三〇分から午後五時三〇分までの間
五七〇円
（高校生以下にあつては、三二〇円）
午後五時三〇分から午後九時までの間
七一〇円
（高校生以下にあつては、三五〇円）



| | |
|---------------------|--------|
| 一人につき | 五〇〇円 |
| 一人につき | 一〇〇円 |
| 一人につき | 二二〇円 |
| （高校生以下にあつては、一、〇八〇円） | 二、二六〇円 |



に改め、同表体育館（柔道場、剣道場及び弓道場）の項中



時三〇分までの間
 では、三二〇円
 五七〇円
 時までの間
 では、三二〇円
 七一〇円
 では、三五〇円

に改める。

別表第六第三号イの表陸上競技場の項中

柔道競技
 等に係る
 大会等の
 ために利
 用する場
 合

柔道競技
 等に係る
 大会等の
 ために利
 用する場
 合
 午前八時三〇分から午後五
 時三〇分まで
 （高校生以下にあつ
 合）
 午後五時三〇分から午後九
 時三〇分まで
 （高校生以下にあつ
 合）

入場料金総額の二〇分の一に
 相当する額。ただし、その相
 当する額が三四、五六〇円に
 満たないときは、三四、五六
 〇円とし、その相当する額が
 八六、四〇〇円を超えるとき
 は八六、四〇〇円とする。

入場料金総額の二〇分の一に相当す
 る額。ただし、その相当する額が三
 四、五六〇円に満たないときは、三
 四、五六〇円とし、その相当する額
 が八六、四〇〇円を超えるときは八
 六、四〇〇円とする。

（高校生以下にあつては

二、三七〇円
 一、一八〇円

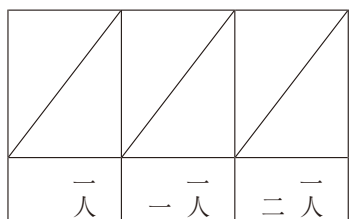
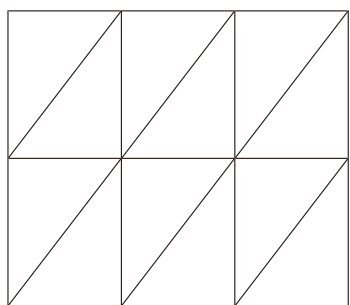
午前八時三〇分から午後五時三〇分までの間
 二、三七〇円
 （高校生以下にあつては、一、一八〇円）
 午後五時三〇分から午後九時までの間
 三、〇二〇円
 （高校生以下にあつては、一、五一〇円）

（高校生以下にあつては、八、六四〇円）
 一七、二八〇円

（高校生以下にあつては、八、六四〇円）
 一七、二八〇円

（高校生以下にあつては

九、六一〇円
 四、七五〇円



| | | |
|--------|-----|--------|
| 十分の三點灯 | 一時間 | 六、九一〇円 |
| 十分の一點灯 | 一時間 | 二、三七〇円 |

第二条 山梨県都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第一「山梨県富士北麓公園の項中「陸上競技場」の下に「屋内練習走路」を加える。
別表第二第二号イの表中「山梨県富士北麓公園の陸上競技場」の下に「屋内練習走路」を加える。

別表第六第三号イの表陸上競技場の項の次に次のように加える。

| 屋 内 陸上競技に係る 大会等のために 利用する場合 | 練習 三〇分 から午後五 時三〇分 までの間 四一〇円 | 路 走 習 練 四〇円 |
|---|--|--|
| 午前八時 三〇分か ら午後五 時三〇分 までの間 四一〇円 | 一、 二九〇円 (高校生以 下にあつ ては、二 〇〇円) | 二、 〇五〇円 (高校生以 下にあつ ては、一、 〇〇円) |
| 午後五時 三〇分か ら午後九 時までの 間 五〇〇円 (高校生 以下にあ つては、 二四〇円 | 二、 九一〇円 (高校生以 下にあつ ては、一、 四〇円) | 一、 六二〇円 (高校生以 下にあつ ては、八 一〇円) |

| 陸上競 技に係 る大会 等以外 のため に利用 する場 合 | 一般及 び大学 生 | 高校生 | 中学生 以下 |
|--|-------------------|-------------------|------------------|
| 一人につ き 二八〇円 | 一人につ き 二八〇円 | 一人につ き 一四〇円 | 一人につ き 六〇円 |
| 一人につ き 二八〇円 | 一人につ き 一四〇円 | 一人につ き 一四〇円 | 一人につ き 六〇円 |
| 一人につ き 二八〇円 | 一人につ き 一四〇円 | 一人につ き 一四〇円 | 一人につ き 六〇円 |

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中第十六条第五項を
同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規
定は公布の日から、第二条の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内におい
て規則で定める日から施行する。

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第二十四号

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

山梨県建築基準法施行条例（昭和三十六年山梨県条例第十九号）の一部を次のように
改正する。

第二十一条の二の表一の項中「及び第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居
専用地域及び田園住居地域」に改める。

別表第六の八の項中「又は第十三項ただし書」を「、第十三項ただし書又は第十四項
ただし書」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び山梨県警察関

係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十五号

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第一条 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年山梨県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二備考三中「八千円」を「八千七百円」に改める。

別表第三の四の項中「一万千円」を「九千九百円」に改め、同表六の項中「一万五千円」を「一万三千円」に、「一万千七百円」を「一万円」に改める。

(山梨県警察関係手数料条例の一部改正)

第二条 山梨県警察関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「二千四百円」を「二千二百円」に改める。

別表第三の一の項中「二万五千円」を「二万二千円」に改める。

別表第四の二の項中「四千六百円」を「五千四百円」に改める。

別表第五の七の項中「二千二百円」を「千九百円」に改める。

別表第六の八の項中「二千円」を「千八百円」に改める。

別表第十の七の項及び十六の項中「二千円」を「千八百円」に改める。

別表第十一の一の項中「一万三千円」を「一万二千円」に改め、同表二の項中「千九百円」を「千七百円」に改める。

別表第十二の二の項中「千五百円」を「千六百円」に改め、同表三の項中「千円」を「千五百円」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十六号

山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例を廃止する条例

山梨県公報号外 第十一号 平成三十年三月二十九日

山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十六年山梨県条例第七十八号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

主要農作物種子法施行条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十七号

主要農作物種子法施行条例を廃止する条例

主要農作物種子法施行条例(昭和二十八年山梨県条例第二十六号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十八号

山梨県介護医療院に関する基準を定める条例

目次

第一章 趣旨、基本方針等(第一条―第三条)

第二章 人員に関する基準(第四条)

第三章 施設及び設備に関する基準(第五条・第六条)

第四章 運営に関する基準(第七条―第四十三条)

第五章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針(第四十四条・第四十五条)

第二節 施設及び設備に関する基準(第四十六条・第四十七条)

第三節 運営に関する基準(第四十八条―第五十七条)

附則

第一章 趣旨、基本方針等

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の施設、人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気をも有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第四十五条第二項において同じ）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(定義)

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 療養床 療養室のうち、入所者一人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分という。

二 I型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であつて、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等であるものを入所させるためのものをいう。

三 II型療養床 療養床のうち、I型療養床以外のものをいう。

第二章 人員に関する基準

第四条 法第一百一十二条第二項の規定により介護医療院に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 薬剤師 常勤換算方法（当該介護医療院の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。次号及び第三号並びに第五項第二号において同じ。）で、介護医療院の入所者のうちI型療養床の利用者（第三号において「I型入所者」という。）の数を百五十で除した数に、介護医療院の入所者のうちII型療養床の利用者（第三号において「II型入所者」という。）の数を三百で除した数を加えて得た数以上

二 看護師又は准看護師（第十三条第五項並びに第五十五条第二項第一号及び第二号において「看護職員」という。）常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を六で

除した数以上

三 介護職員 常勤換算方法で、I型入所者の数を五で除した数に、II型入所者の数を六で除した数を加えて得た数以上

四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適当な数

五 栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあつては、一以上

六 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

七 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適当な数

八 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適当な数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。

3 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院（第四十四条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する医療機関併設型介護医療院の職務に従事する場合において当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がないときは当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。

5 第一項第一号から第三号までの規定及び同項第五号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が十九人以下のものをいう。以下この項において同じ。）の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合において当該病院の薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を六で除した数以上

三 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当な数

第三章 施設及び設備に関する基準

(介護医療院が有すべき施設)

第五条 法第百十一条第一項の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 談話室
- 二 食堂
- 三 浴室
- 四 レクリエーション・ルーム
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 サービス・ステーション
- 八 調理室
- 九 洗濯室又は洗濯場
- 十 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- 二 食堂 内法による測定で、入所者一人当たり一平方メートル以上の面積を有すること。
- 三 浴室 次のとおりとする。
 - イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- 四 レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
- 五 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
- 六 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
- 3 第一項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第六条 法第百十一条第三項の介護医療院の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 介護医療院の建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項並びに第四十七条第一項第一号及び第二項において同じ。)とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て

又は平屋建ての介護医療院の建物にあつては、準耐火建築物(建築基準法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項並びに第四十七条第一項第一号及び第二項において同じ。)とすることができ。

イ 療養室その他の入所者の療養生活のために使用する施設(以下「療養室等」という。)を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

ロ 療養室等を二階又は地階に設けている建物にあつては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。第四十七条第一項第一号ロ(1)において同じ。)又は消防署長と相談の上、第三十三条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- (2) 第三十三条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- (3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令(昭和二十五年政令第百三十八号)第百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

四 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八(第一項第四号から第六号までを除く。)、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替へるものとする。

五 階段には、手すりを設けること。

六 廊下の構造は、次のとおりとすること。

- イ 幅は、一・八メートル以上(中廊下にあつては、二・七メートル以上)とすること。
- ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。
七 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

八 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第一号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であつて、火災に係る入所者の安全が確保されているものであると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

第四章 運営に関する基準

(運営に関する基準)

第七条 法第百十一条第三項の介護医療院の運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第八条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第三十条の施設の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下「重要事項」という。）を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織（介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合にあつては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 介護医療院は、第二項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た介護医療院は、入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第九条 介護医療院は、正当な理由がなく介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十一条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、当該提供

を求めた者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

2 介護医療院は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十二条 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第十三条 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。第二十九条第一号において同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容を記録しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の従業者の間で協議しなければならない。

6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

ない。

(サービスの提供の記録)

第十四条 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、入所者の退所に際しては退所の年月日を、当該入所申込者又は入所者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第十五条 介護医療院は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項及び第四十九条第一項において同じ。）が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護医療院サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護医療院サービスについて法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。次項並びに第四十九条第一項及び第二項において「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前二項の規定により支払を受けるもののほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）

- を限度とする。）
- 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 理容又は美容に要する費用
 - 六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの
 - 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
 - 5 介護医療院は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。（保険給付の請求のための証明書の交付）
 - 第十六条** 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。（介護医療院サービスの取扱方針）
 - 第十七条** 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。
 - 2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然としたもの又は画一的なものとならないう配慮して行われなければならない。
 - 3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
 - 4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入所者に対し身体的拘束等（身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為をいう。以下同じ。）を行つてはならない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

- 5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（施設サービス計画の作成）
- 第十八条** 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第二十九条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（次項及び第九項において「アセスメント」という。）を、入所者及びその家族との面接により行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サ―

ビスの提供に当たる他の担当者（以下この項、第十項及び第十一项において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第十一項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を記載した書面を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（第二号において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に入所者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合

二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（診療の方針）

第十九条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 診療は、一般に医師として必要性があると認める疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。

二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

三 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

四 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。

五 特殊な療法、新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行つてはならない。

六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十七項に規定する治験に係る診療において当該治験の対象とされる薬物を使用する場合は、この限りでない。

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

第二十条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、第三十五条第一項の協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

（機能訓練）

第二十一条 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第二十二条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護医療院は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護医療院は、前各項に規定するもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護医療院は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第二十三条 介護医療院は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 介護医療院は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第二十四条 介護医療院は、常に入所者の心身の状態、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第二十五条 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第二十六条 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第二十七条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設をいう。)若しくはサテライト型居住施設(同令第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。

(管理者の責務)

第二十八条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者がこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 介護医療院の管理者は、当該介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十九条 計画担当介護支援専門員は、第十八条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状態、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

二 入所者の心身の状態、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容を記録すること。

三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

四 第三十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

五 第四十一条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(運営規程)

第三十条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員(Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。)

四 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たっての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三十一条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならぬ。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十二条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第三十三条 介護医療院は、非常災害に関する具体的計画を作成し、非常災害の際の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、介護医療院の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 第一項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

4 介護医療院は、非常災害の際に入所者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第三十四条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

3 介護医療院の管理者が次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第一の二及び別表第一の三の規定を準用する。この場合において、同令第九条の八第一項中「法第十五条の二の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第二項中「法第十五条の二の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、第九条の九第一項中「法第十五条の二の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第九条の十二中「法第十五条の二の規定による第九条の七に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、第九条の十三中「法第十五条の二の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

一 検体検査（人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査をいう。）の業務

二 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務

三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務

四 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定により高圧ガスを製造し、又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

(協力病院)

第三十五条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院（当該介護医療院との間で入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。次条において同じ。）を定めなければならない。

2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該介護医療院との間で入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

(揭示)

第三十六条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程（第三十条の施設の運営についての重要事項に関する規程をいう。）の概要、従業者の勤務の体制、

協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならぬ。

(秘密保持等)

第三十七条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならぬ。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により入所者の同意を得なければならぬ。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第三十八条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第三十九条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 介護医療院は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導

又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 介護医療院は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第四十条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第四十一条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 定期的に、事故発生の防止のための委員会を開催し、及び従業者に対する研修を行うこと。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採つた処置について記録しなければならない。

4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第四十二条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十三条 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 第十三条第四項の規定による居室において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

三 第十四条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 第十七条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録

六 第三十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録

七 第四十一条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

第四十四条 第二条及び前二章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第四十六条第二項第一号及び第五十二条第四項において同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。））に入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第四十五条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものととなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 施設及び設備に関する基準

（ユニット型介護医療院が有すべき施設）

第四十六条 ユニット型介護医療院に係る法第百十一条第一項の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 ユニット

二 浴室

三 サービス・ステーション

四 調理室

五 洗濯室又は洗濯場

六 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 ユニット（療養室を除く。）次のとおりとする。

イ 共同生活室は、次のいずれにも該当するものであること。

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ロ 洗面設備は、次のいずれにも該当するものであること。

(1) 次のいずれかを満たすこと。

(2) 療養室ごとに設けること。

(3) 共同生活室ごとに適当な数を設けること。

二 浴室 次のとおりとする。

イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

3 前項第二号の浴室は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（設備に関する基準）
第四十七条 ユニット型介護医療院に係る法第百十一条第三項の設備に関する基準は、次のとおりとする。

を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

イ 療養室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
ロ 療養室等を二階又は地階に設けている建物にあつては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第五十七条において準用する第三十三条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
(2) 第五十七条において準用する第三十三条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第百二十三条第一項の規定により避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

四 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止に必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは「いずれか」と読み替えるものとする。

五 階段には、手すりを設けること。

六 廊下の構造は、次のとおりとすること。

イ 幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること（廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。）。

ロ 手すりを設けること。
ハ 常夜灯を設けること。
七 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

八 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
2 前項第一号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物であつて、火災に係る入居者の安全が確保されているものであると認めた場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

第三節 運営に関する基準 (運営に関する基準)

第四十八条 ユニット型介護医療院に係る法第百十一条第三項の規定による介護医療院の運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

第四十九条 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、前二項の規定により支払を受けるもののほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり

当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理容又は美容に要する費用

六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型介護医療院は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（介護医療院サービスの取扱方針）

第五十条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入居者に対し身体的拘束等を行ってはならない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第五十一条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型介護医療院は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、その入居者に対して、入居者の負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第五十二条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等にに応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じて可能な限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第五十三条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第五十四条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。）

四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員

五 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

六 施設の利用に当たっての留意事項

七 非常災害対策

八 その他施設の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第五十五条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次のとおり職員を配置しなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二のユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第五十六条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第五十七条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十八条から第二十一条まで、第二十四条、第二十六条から第二十九条まで及び第三十三条から第四十三条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第八条第一項中「第三十条」とあるのは「第五十四条」と、第二十八条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第四十三条第二項第四号中「第十七条第五項」とあるのは「第五十条第七項」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診

療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十三年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項、附則第四項及び第五項において同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第六条第一項第一号及び第四十七条第一項第一号の規定は、適用しない。

3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第六条第一項第二号及び第四十七条第一項第二号の規定の適用については、第六条第一項第二号及び第四十七条第一項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とする」とができる」とする。

4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第六条第一項第六号イ及び第四十七条第一項第六号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。

5 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は診療所の病床の転換を行って開設した介護老人保健施設（以下この項、次項及び附則第七項において「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第六条第一項第一号及び第四十七条第一項第一号の規定は、適用しない。

6 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第六条第一項第二号及び第四十七条第一項第二号の規定の適用については、第六条

第一項第二号及び第四十七条第一項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

7 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第六条第一項第六号イ及び第四十七条第一項第六号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十九号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。
別表第二の百七十一の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|--------------|-------|
| 百七十一の二 介護保険法第百七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可 | 介護医療院開設許可手数料 | 六万三千元 |
| 百七十一の三 介護保険法第百七条第二項の規定に基づく介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。） | 介護医療院変更許可手数料 | 三万三千元 |

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三十号

山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第四十二条―第四十六条)

」を「第五節 共生型居宅サービスに関する基準(第四十一条の二・第四十一条の三第六節 基準該当居宅サービスに関する基準(第四十二条―第四十六条)

」に、「削除」を「共生型居宅サービスに関する基準(第四百三十三条―第四百三十三

」に、「第六節 基準該当居宅サービスに関する基準(第四百八十一条―第四百八十七

」を「第六節 共生型居宅サービスに関する基準(第四百八十条の二・第四百八十条

」を「第七節 基準該当居宅サービスに関する基準(第四百八十一条―第四百八十七

」に改める。

第一条中「並びに第七十四条第一項」を「第七十二条の二第一項各号並びに第

七十四条第一項」に改める。

第十三条中「山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十六年山梨県条例第七十八号。第六百六十四条第二項において「指定居宅介護支援基準条例」という。)第十五条第九号に規定するサービス担当者会議」を「介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議」に改める。

第十四条第一項中「提供する者」の下に「(第二十八条第三項第二号の二、第六十八条第一項及び第五百五十二条第二項において「居宅介護支援事業者等」という。)を加える。

第二十八条第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用

者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第三十五条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、

指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第六百六十四条第二項において同じ。)の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者(法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第二章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第四十一条の二 訪問介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。)の事業を行う指定居宅介護事業者(山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十八号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。)第七条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下この条及び第六百八十条の二において「障害者総合支援法」という。)第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。第一号において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第一号において同じ。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定居宅介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第七条第一項に規定する指定居宅介護事業所をいう。)又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(指定障害福祉サービス等基準条例第六条第一項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第四十一条の三 第四条、第五条(第一項を除く。)及び第六条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第五条第二項中「利用者」があるのは「利用者(訪問介護に係る共生型居宅サービス(以下この項において「共生型訪問介護」という。))の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下この項において「障害者総合支援法」という。))第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。以下この項において同じ。))に係る指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下この項において同じ。))の利用者をいい」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第五十八条中「及び第三十一条」を、「第三十一条から第三十五条まで及び第三十六条」に改める。

第六十二条中「第三十六条まで」を「第三十五条まで、第三十六条」に改める。

第六十四条第五項中「第七十一条第十項」を「第七十一条第十四項」に改める。

第六十八条第一項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第七十八条中「第三十一条から」の下に「第三十五条まで、第三十六条から」を加える。
第八十条第一項中「は、当該事業」を「が当該事業」に、「指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。))を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上

第八十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。

第八十一条第一項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第八十九条中「、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。))」を削る。

第九十条第一項第一号口中「、看護職員」を削り、同項第三号を削る。

第九十一条第一項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第九十四条第一項第一号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第三項を削る。

第九十五条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通常の事業の実施地域

第一百二十二条中「第三十三号から」の下に「第三十五条まで、第三十六条から」を加える。
第七章第五節を次のように改める。

第五節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第一百十三条 通所介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。))の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第一百四十四条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第一百五十四条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十六号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。))第七条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第六条に規定する指定児童発達支援をいう。第一号において同じ。))を提供する事業者を除く。及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準条例第七十四条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第七十三条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第一号において同じ。))を提供する事業者を除く。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規

定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第四百四十四条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第五百四十四条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第七条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。))又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第七十四条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。))の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第八十条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第四百四十三条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第五百五十二条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。))の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第百十四条 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第三十八条まで、第四十条、第五十五条、第九十八条、第一百条及び第一百一条第四項並びに前節(第一百十二条を除く。))の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条の事業の運営についての重要事項に関する規程」とあるのは「運営規程(第六六条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。第三十三条において同じ。))」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護に係る共生型居宅サービス(第一百一条第四項において「共生型通所介護」という。))の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。))と、第二十七条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第三十三条中「運営規程(第二十九条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。))」とあるのは「運営規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第一百一条第四項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限

る。))とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第四百四十二条号、第五百五条第五項及び第七百七条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第一百一十一条第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第四号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。

第百十五条から第百三十条まで 削除

第百三十四条中「第三十六条まで」を「第三十五条まで、第三十六条」に改める。
第百三十七条第一項中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。
第百四十一条第一項中「作業療法士」の下に「若しくは言語聴覚士」を加える。
第百四十七条第四項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。
第百五十二条第二項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第百五十四条第二項中「漫然かつ」を「漫然としたもの又は」に改める。
第百六十四条第二項中「指定居宅介護支援基準条例第四条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。」を削る。

第百六十七条中「第三十三条から」の下に「第三十五条、第三十六条から」を加える。
第百八十七条中「第三十六条まで」を「第三十五条まで、第三十六条」に、「第百六十六条第二項中「次条」とあるのは「第百八十七条」を「第百六十六条第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十九条第二項」とあるのは「第三十九条第二項」に改める。

第九章中第六節を第七節とし、第五節の次に次の一節を加える。

第六節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第百八十条の二 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。))の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第百四十四条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。))が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準条例第百条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。))

の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。

二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第一百八十条の三 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第

二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第四十条まで、第五十五条、第七十条、第九十条、第一百条、第一百四十六条及び第四百八条並びに第四節（第六十七條を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。第三十三条中「運営規程（第二十九条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう）」とあるのは「運営規程（第六十三条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。第二百五十一条第一項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（第七十条第三項、第七十五条第一項及び第六十二条において「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第七十条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第七十一条第一項中「第六十三条の事業の運営についての重要事項に関する規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第七十五条第三項、第七十五条第一項及び第六十二条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第六十六条第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十九条第二

項」とあるのは「第三十九条第二項」と読み替えるものとする。

第五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第六 第九十条第一項第四号口中「食堂及び浴室」を「浴室」に改め、同項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（山梨県介護医療院に関する基準を定める条例（平成三十年山梨県条例第二十八号）第四十四条に規定するユニット型介護医療院をいう。第二百六条第一項第五号及び第二百一十四条第三号において同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

第六 第九十一条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第七 第九十三条第二項中「漫然かつ」を「漫然としたもの又は」に改める。

第八 第二百一十一条に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

第九 第二百一十四条に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

のうちのそれぞれ」に改める。

第十 第二百二十五条第二項中「漫然かつ」を「漫然としたもの又は」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

六 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第二百三十六条中「第三十七条まで、第三十九条、第四十条」を「第三十五条まで、第三十六条から第四十条まで」に改める。

第二百三十七条中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第二百四十七条中「第三十七条まで、第三十九条、第四十条」を「第三十五条まで、第三十六条から第四十条まで」に改める。

第二百五十四条第一号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同条に次の一号を加える。

- 六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第二百五十五条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第二百六十二条中「第三十四条」の下に「、第三十五条、第三十六条」を加える。

第二百六十四条中「から第三十六条まで」を「、第三十五条、第三十六条」に改める。

第二百七十五条中「第三十四条」の下に「、第三十五条、第三十六条」を「利用」との下に「、第三十二条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を加える。附則に次の三条を加える。

第十二条 第二百七十七条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第十四条において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下この条、次条及び附則第十四条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者若しくは診療所の併設型指定

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定

特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

- 二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当な数とすること。

第十三条 第二百三十九条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当な数とする。

第十四条 第二百九条及び第二百四十一条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

（山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正）
第二条 山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第十二項中「又は診療所」を「若しくは介護医療院又は診療所」に改め、同項第一号中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第十七条第三項中「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条に次の一項を加える。

- 5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第六項中「又は」を「若しくは介護医療院又は」に改め、同条第十二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
第十六条第二項中「漫然かつ」を「漫然としたもの又は」に改め、同条第四項中「次項」の下に「及び第六項」を加え、同条に次の一項を加える。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正)
第四条 山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六条ただし書を次のように改める。

ただし、特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員(第四十条第二項(第五十二条において準用する場合を含む。))の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。)、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第四十九条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第十一条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。))にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合は、この限りでない。

第七条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える

る。

六 緊急時等における対応方法

第十一条第七項中「又は病院」を「若しくは介護医療院又は病院」に改める。

第十二条中「の紹介」を「若しくは介護医療院の紹介」に改める。

第十五条第二項中「漫然かつ」を「漫然としたもの又は」に改め、同条第四項中「次項並びに第三十六条第六項及び第七項において」を「以下」に改め、同条第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第二十二条の次に次の一条を加える。

(緊急時等の対応)
第二十二條の二 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っている場合において入所者の病状の急変が生じたときその他必要となすため、あらかじめ、第十一条第一項

第二号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第三十四条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急時等における対応方法

第三十六条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十五条第九項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附則第六条から第八条までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

(山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正)
第五条 山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第六十五条―第七十一条)」を「第七節 共生型介護予防サービスに関する基準(第六十四条の二―第八節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第六十五条―第六百六十四条の三))」に改める。

第一条中「並びに第一百五十五条の四第一項」を「、第一百五十五条の二の二第一項各号並びに第七十九条の四第一項」に改める。

第七十九条第一項中「は、当該事業」を「が当該事業」に、「指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。)を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な以上の数

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上

第七十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。

第八十条第一項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第八十七条中「、看護職員(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)」を削る。

第八十八条第一項第一号口中「、看護職員」を削り、同項第三号を削る。

第八十九条第一項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第九十一条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通常の事業の実施地域

第九十五条第三項を削る。

第一百八条第一項中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。
第二百二十九条第四項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。
第九章中第七節を第八節とし、第六節の次に次の一節を加える。

第七節 共生型介護予防サービスに関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第六十四条の二 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス(以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する条例(平成二十四年山梨県条例第六十八号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。))第六十四条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。))が指定短期入所指定障害福祉サービス等基準条例第一百条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(第一号及び第二号において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。

二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第六十四条の三 第五十条の三から第五十条の七まで、第五十条の九、第五十条の十、第五十条の十三、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の四から第五十四条の十一、第二百二十条の二及び第二百二十条の四、第二百二十八条及び第三百三十条並びに第四節(第四百二十二条を除く。)及び第五節の規定は、共生型

介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十四条の四中「第五十四条」とあるのは「第百三十八条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（第百二十条の二第三項、第百三十三条第一項及び第百三十七条において「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）と、第百二十条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百三十三条第一項及び第百三十七条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百四十一条第二項第二号中「次条において準用する第五十条の十三第二項」とあるのは「第五十条の十三第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第五十一条の三」とあるのは「第五十一条の三」と、同項第五号中「次条において準用する第五十四条の八第二項」とあるのは「第五十四条の八第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第五十四条の十第二項」とあるのは「第五十四条の十第二項」と読み替えるものとする。

第百七十三条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第百七十四条第一項第四号口中「食堂及び浴室」を「浴室」に改め、同項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（山梨県介護医療院に関する基準を定める条例（平成三十年山梨県条例第二十八号）第四十四条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百九十一条第一項第五号及び第百九十五条第三号において同じ。）に關するものを除く。）を有すること。第百七十五条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。第百七十九条に次の一号を加える。

四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第百九十一条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつて

は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に關するものに限る。）を有すること。

第百九十五条に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第百三十三条第八項中「のうち一人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第百三十一条に次の一項を加える。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。

第百二十五条中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第百五十条第一号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同条に次の一号を加える。

七 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に關する情報を利用者に提供するものとする。

第百五十一条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則に次の三条を加える。

第十二条 第百三条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第十四条において同じ。）を行つて指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。次条において同じ。）

の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当な数とすること。

第十三条 第二百二十七条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設的生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当な数とする。

第十四条 第二百五条及び第二十九条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設において、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例の一部改正)

第六条 山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「及び」を「」に、「又は指定介護老人福祉施設及び」を「の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第五十二条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)」又は指定介護老人福祉施設に」に改め、「場合の」の下に「指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、「第五十二条第二項の規定」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第六十七条第二項に定める基準に従い定められた法第七十八条の四第一項の市町村の条例の規定」に改める。

第八条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第十五条第二項中「漫然かつ」を「漫然としたもの又は」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(緊急時等の対応)

第二十四条の二 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っている場合において入所者の病状の急変が生じたときその他必要となるときのため、あらかじめ、第四条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第二十八条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法

第四十七条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第五十一条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急時等における対応方法

附則第六条から第八条までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

(山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「以外の介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第四条第四項中「及び」を「以下この項において同じ。」に、「介護職員」を「介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員」に改め、同条第六項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第四条第七項第一号中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第十六条第二項中「漫然かつ」を「漫然としたもの又は」に改め、同条第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十五条第二項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第四十九条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附則第六条から第九条までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

（山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例の一部改正）

第八条 山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「及び」を「以下この項において同じ。」に、「介護職員」を「指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員」に改める。

第十六条第二項中「漫然かつ」を「漫然としたもの又は」に改め、同条中第六項を

第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例第二百五十四条第一号の改正規定及び第五条中山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例第二百五十条第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。

（看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置）

第二条 この条例の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っていたる事業所において行われる第一条の規定による改正前の山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例（以下この条において「旧居宅サービス等基準条例」という。）第八十九条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次条において同じ。）が行うものについては、旧居宅サービス等基準条例第八十九条から第九十一条まで及び第九十四条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

（看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置）

第三条 この条例の施行の際現に介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防

サービスを行っている事業所において行われる第五条の規定による改正前の山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例（以下この条において「旧介護予防サービス等基準条例」という。）第八十七条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス等基準条例第八十七条から第八十九条まで及び第九十五条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。